

第1期能登町公共施設個別施設計画



令和3年12月

石川県能登町

目 次

1章 公共施設個別施設計画の概要

- 1 計画策定の背景と目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-1
- 2 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-2
- 3 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-2
- 4 対象施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-3

2章 公共施設を取り巻く現状と課題

- 1 人口の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-1
- 2 財政の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-3
- 3 公共施設の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-7
- 4 本町の公共施設が抱える課題・・・・・・・・・・・・・・・・2-13

3章 基本方針と検討にあたっての視点

- 1 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・3-1
- 2 検討にあたっての基本原則・・・・・・・・・・・・・・・・3-3

4章 個別施設の再編方針

- 1 再編方針を検討する手順・・・・・・・・・・・・・・・・4-1
- 2 施設分類別の保有優先度・・・・・・・・・・・・・・・・4-1
- 3 個別施設単位での検討・・・・・・・・・・・・・・・・4-7
- 4 再編の手法・・・・・・・・・・・・・・・・4-8
- 5 個別施設の今後の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・4-13
 - 町民文化系施設・・・・・・・・・・・・・・・・4-15
 - ① 集会所・・・・・・・・・・・・・・・・4-16
 - ② 公民館・・・・・・・・・・・・・・・・4-18
 - ③ 図書館・・・・・・・・・・・・・・・・4-20
 - ④ 文化センター・・・・・・・・・・・・・・・・4-21
 - ⑤ 研修施設・・・・・・・・・・・・・・・・4-21
 - 社会教育系施設・・・・・・・・・・・・・・・・4-23
 - ① 博物館等・・・・・・・・・・・・・・・・4-23
 - ② 美術館・・・・・・・・・・・・・・・・4-25
 - スポーツ・レクリエーション施設・・・・・・・・・・・・4-26

① 体育館	4-26
② 野球場	4-28
③ 競技場	4-29
④ テニスコート	4-30
⑤ 武道館	4-31
⑥ 観光施設	4-32
⑦ その他観光施設	4-32
⑧ 飲食等施設	4-33
⑨ 宿泊施設	4-34
⑩ 温浴施設	4-36
産業系施設	4-38
① 農業振興施設	4-38
② その他農業振興施設	4-40
③ 漁業振興施設	4-40
④ 産業振興施設	4-41
⑤ 特産物直売所	4-42
学校教育系施設	4-43
① 小学校	4-43
② 中学校	4-44
子育て支援施設	4-45
① 保育所	4-45
② 児童館	4-46
保健・福祉施設	4-48
① 社会福祉施設	4-48
② 介護福祉施設	4-49
③ 老人福祉施設	4-50
行政系施設	4-52
① 消防庁舎	4-52
② その他消防施設	4-53
③ 行政庁舎	4-54
④ 総合支所	4-55
⑤ その他行政系施設	4-55
公園	4-57
① 公園施設	4-57
供給処理施設	4-59

① 廃棄物処理施設	4-59
② 火葬場	4-60
③ 葬祭場	4-61
④ その他供給処理施設	4-62
その他	4-64
① 公共交通施設	4-64
② トイレ	4-65
複合施設	4-67
用途廃止施設／譲渡検討施設	4-69
① 旧施設	4-69
② 普通財産	4-71
③ 譲渡検討施設	4-72

5章 再編の効果

1 公共施設延床面積の削減効果	5-1
2 今後の課題	5-3

6章 計画の推進方策

1 計画を着実に推進するための方針	6-1
2 計画の進捗管理・見直し	6-1
3 推進体制	6-2
4 計画推進にあたっての施設改修方針とその財源	6-2
5 本計画の対象施設ではない施設との連携	6-3

1章 公共施設個別施設計画の概要

1 計画策定の背景と目的

全国的に、建築系公共施設は老朽化が進行し、今後多くの施設が更新等の時期を迎える一方、人口減少や少子高齢化に伴う税収の減少等により、更新費用等の財源不足が見込まれている。

国においては、「インフラの老朽化が急速に進展する中、＜新しく造ること＞から＜賢く使うこと＞への重点化が課題である。」との認識のもと、平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」が策定された。また、平成26年4月には各地方公共団体に対して「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」を示し、保有する公共施設等の状況、更新費用の見込みと基本的な方向性を示した「公共施設等総合管理計画」の策定要請があった。本町では、持続可能な将来へのまちづくり設計の指針として平成28年度に「能登町公共施設等総合管理計画」を策定した。

今回の「第1期能登町公共施設個別施設計画（以下「本計画」という。）」の策定は、「能登町公共施設等総合管理計画」の基本的な方針に基づき、次の世代に負担を先送りしないよう施設の長寿命化や更新だけでなく、将来を見据えた町の公共サービス・公共施設のあり方を改めて整理するものである。

本計画は、今後も町民に必要なサービスを提供していくために、各公共施設の今後の方向性、対策の優先順位の考え方や対策内容、実施時期等を具体化することにより、公共施設をマネジメントし、「持続可能な能登町」を目指すことを目的とする。

2 計画期間

本計画の計画期間は、令和 3（2021）年度から令和 22（2040）年度までの 20 年間とし、以後 5 年ごとに計画の見直しを行う。

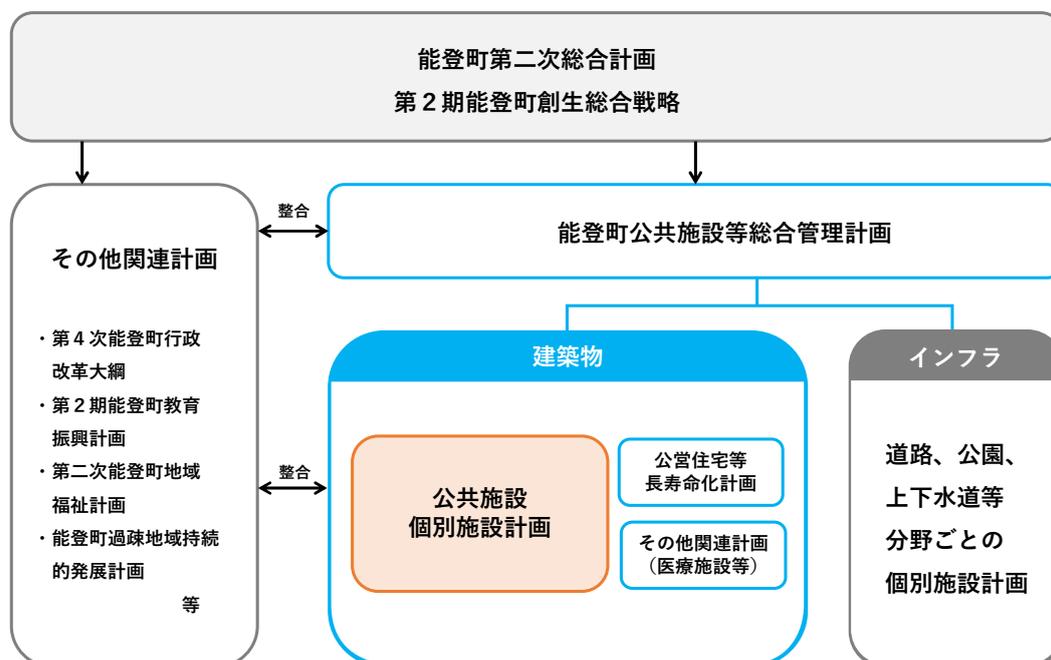
なお、取組状況の進捗や財政状況、社会情勢等に応じ、適宜見直すこととする。

	2021-2030	2031-2040	2041-2050
能登町公共施設等総合管理計画	計画期間(2021-2040)		
第 2 期 能登町公共施設等総合管理計画	見直し	計画期間(2026-2045)	
第 3 期 能登町公共施設等総合管理計画		見直し	計画期間(2031-2050)
第 1 期能登町公共施設個別施設計画	計画期間(2021-2040)		
第 2 期能登町公共施設個別施設計画	見直し	計画期間(2026-2045)	
第 3 期能登町公共施設個別施設計画		見直し	計画期間(2031-2050)

※なお、施設面積の基準日は令和 2 年 4 月 1 日としており、計画年度と基準年度にはずれがあるが、今後の見直しにあたっては計画年度と基準年度を合わせることとする。

3 計画の位置づけ

能登町公共施設等総合管理計画の実効性を高めるための「個別施設における必要な対策や実施時期についての方向性を具体的に示す計画」として位置付ける。



4 対象施設

本計画の対象施設は、現在本町が保有している公共施設のうち、町営住宅、医療施設及びトイレ設備のないバス待合所を除いたものとする。

表 1-1：本計画の対象施設数及び延床面積

令和 2 年 4 月 1 日現在

大分類	小分類	具体的施設	施設数	延床面積 (㎡)
町民文化系 施設	集会所	集会所	54	6,410
	公民館	公民館、公民館分館	14	9,585
	図書館	柳田教養文化館	1	696
	文化センター	ハーモニーセンター・レクリエーションセンター	1	846
	研修施設	姫交流センター、能登広域勤労青少年ホーム等	3	1,597
社会教育系 施設	博物館等	郷土館、歴史民俗資料館等	8	3,258
	美術館	羽根万象美術館	1	606
スポーツ・ レクリエー ション施設	体育館	内浦体育館、能都第二体育館等	5	8,122
	野球場	柳田野球場、内浦野球場等	3	210
	競技場	内浦陸上競技場多目的広場 藤波運動公園多目的広場	2	621
	テニスコート	屋内テニスコート 藤波運動公園管理中央センター	2	4,670
	武道館	内浦第二体育館 能都中学校 雄志館	2	1,650
	観光施設	のと九十九湾観光交流センター	1	927
	その他観光施設	九十九湾園地、赤崎海岸休憩舎等	5	829
	飲食等施設	柳田植物公園内飲食等施設	4	1,099
	宿泊施設	うしつ荘、やなぎだ荘等	8	11,271
	温浴施設	縄文真脇温泉浴場 やなぎだ荘温泉センター	2	728
産業系施設	農業振興施設	畜産センター、農林産物総合センター等	7	5,716
	その他農業振興施設	七見台潮騒体験農園管理棟	1	175
	漁業振興施設	宇出津港水産物鮮度保持施設 宇出津港水産物加工処理施設	2	2,116
	産業振興施設	能登海洋深層水施設	1	426
	特産物直売所	桜峠直売所 鮭尾直売所	2	149

大分類	小分類	具体的施設	施設数	延床面積 (㎡)
学校教育系 施設	小学校	小学校	5	24,002
	中学校	中学校	4	20,616
子育て支援 施設	保育所	保育所	4	3,346
	児童館	こどもみらいセンター まつなみキッズセンター	2	1,500
保健・福祉 施設	社会福祉施設	能登七見健康福祉の郷「なごみ」	1	2,527
	介護福祉施設	デイサービスセンター	3	1,092
	老人福祉施設	老人福祉センター、老人憩いの家	4	1,692
行政系施設	消防庁舎	消防署、消防署分署	3	3,908
	その他消防施設	消防団分団詰所	16	3,299
	行政庁舎	能登町役場	1	6,414
	総合支所	柳田総合支所 ※内浦総合支所は複合施設として取扱い	1	494
	その他行政系 施設	崎山山村開発センター、防災備蓄倉庫等	4	1,844
公園	公園施設	真脇遺跡公園 柳田植物公園（管理施設）	2	1,401
供給処理施 設	廃棄物処理施 設	衛生センター、能都埋立処分場等	3	1,294
	火葬場	能登三郷斎場（火葬場）	1	1,590
	葬祭場	能登三郷斎場（多目的交流センター）	2	1,541
	その他供給処 理施設	内浦クリーンセンター、環境資材倉庫等	3	1,790
その他	公共交通施設	小木港バス待合所、柳田天坂バス停留所等	3	152
	トイレ	岩井戸休憩所、秋吉あまめはぎ公園便所等	6	180
町民文化系 施設（複合）	－	鶴川支所・公民館	1	887
	－	コンセールのと	1	1,997
	－	小木地域交流センター※1	1	907
行政系施設 （複合）	－	内浦総合支所	1	1,888
用途廃止施 設	旧施設	旧小学校等	13	24,431
	普通財産	用途廃止のうえ、貸付中の施設等	7	3,285
－	譲渡検討施設	能登海洋水産センター	1	1,044
合計			222	174,825※2

※1 令和2年度中に増築部分が完成したため、増築分の延床面積は含まない。

※2 延床面積は小数点以下を四捨五入しているため、全てを足したものと合計値は相違する。

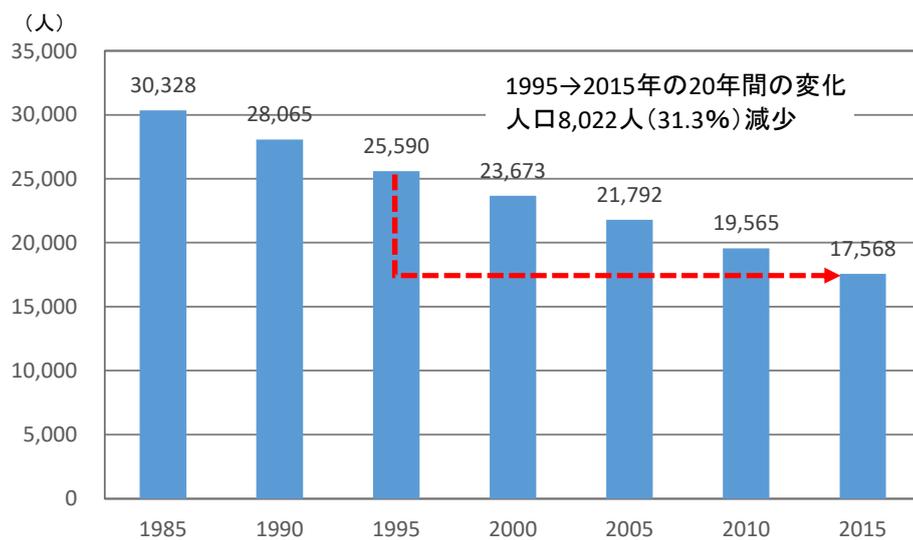
2章 公共施設を取り巻く現状と課題

1 人口の状況

(1) 総人口の推移

本町の総人口は減少傾向が続いており、平成 27(2015)年国勢調査における人口は 17,568 人、平成 7 (1995)年から平成 27(2015)年の 20 年間で 8,022 人 (31.3%) 減少している。

図 2-1：総人口の推移



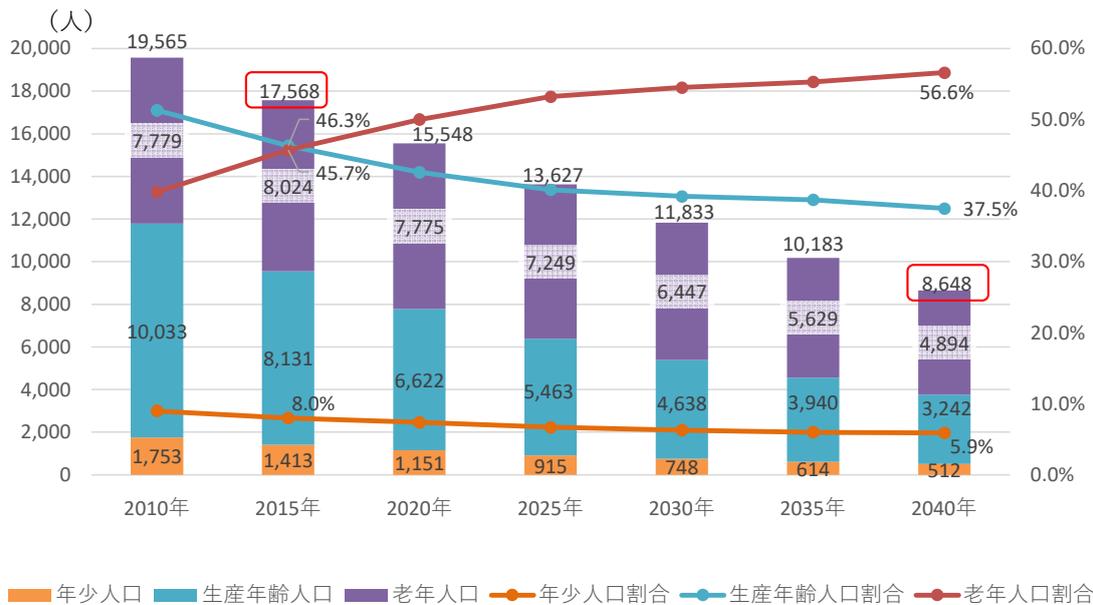
出典：国勢調査

(2) 人口の将来推移 (推計)

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、約 20 年後の令和 22 (2040) 年には平成 27 (2015) 年比で人口が半減 (17,568 人→8,648 人) すると示されている。

年少人口 (0~14 歳)、生産年齢人口 (15~64 歳)、老年人口 (65 歳以上) の構成比率は、平成 27 年と令和 22 年で年少人口が 8.0%→5.9% (2.1 ポイント減)、生産年齢人口が 46.3%→37.5% (8.7 ポイント減)、老年人口が 45.7%→56.6% (10.9 ポイント増) と高齢化率が今後も上昇する。

図 2-2 : 人口の将来推移



出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 30 (2018) 年推計）」
 ※2010 年、2015 年は国勢調査の人口、2020 年以降は将来推計人口

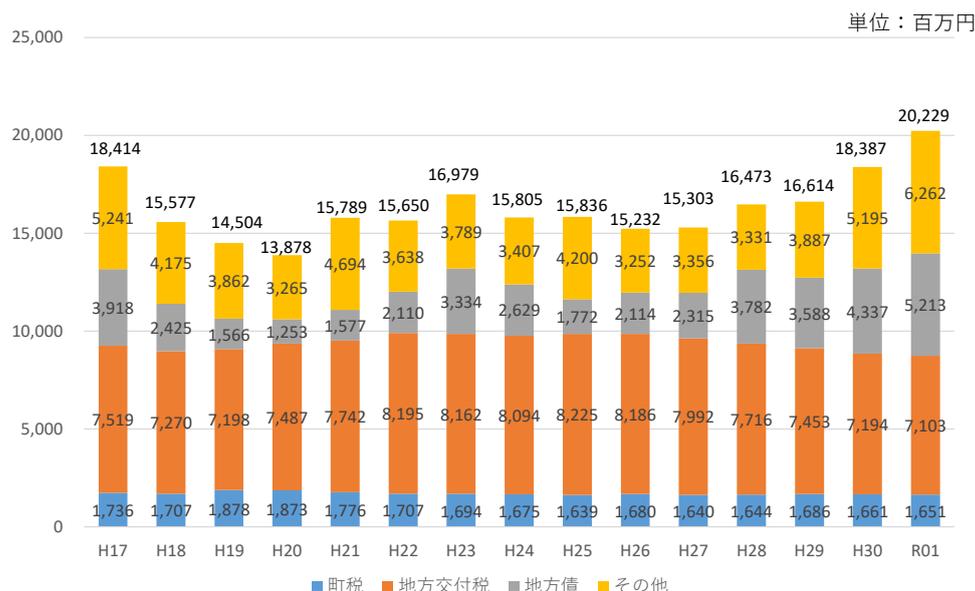
人口減少に歯止めがかからず、働き手や子どもが減る見込みである。

2 財政の状況

(1) 歳入の状況

本町の歳入のうち、最も大きい割合を占める地方交付税は、平成 27 年度から令和元年度まで合併算定替え（合併後も旧町村ごとに計算する特例）が縮減された影響で年々減少している。平成 28 年度から大型事業の実施により地方債の発行が増加するほか、庁舎建設事業に伴い基金からの繰入金も増加している。

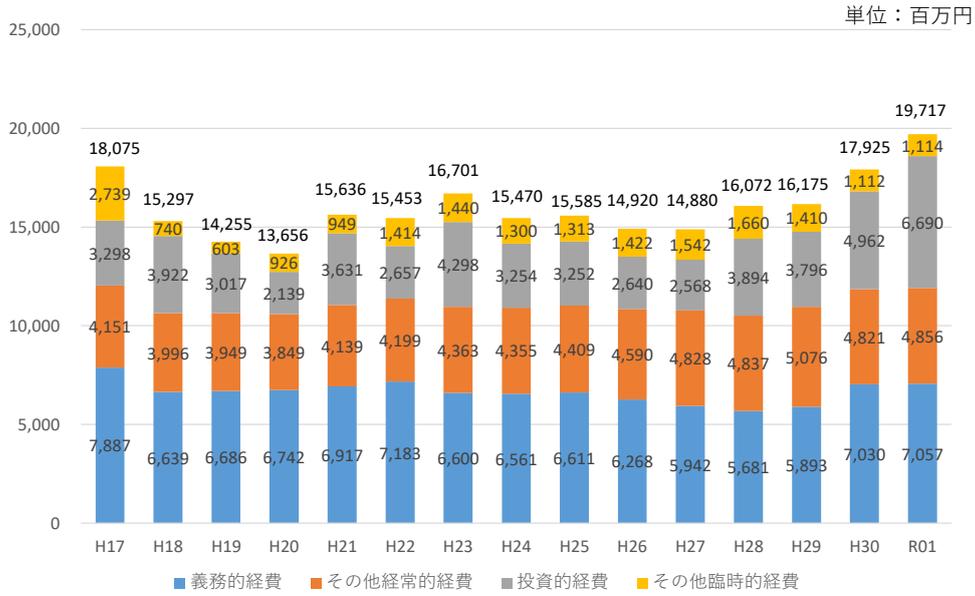
図 2-3：普通会計決算の状況（歳入）の推移



(2) 歳出の状況

平成 28 年度から投資的経費が増加しているが、令和元年度に庁舎建設事業が完了したため、令和 2 年度以降は大きく減少する見込みである。将来の公債費負担を適正化するため、平成 30 年度からは積極的な地方債の繰上償還を実施したことに伴い、義務的経費が大きく増加している。施設の管理費や維持補修費等の経常的経費については、施設の老朽化が進んでいることから年々増加傾向となっている。

図 2-4：普通会計決算の状況（歳出）の推移



(3) 財政指標の推移

自主財源の比率を表す財政力指数は、0.2 から大きな増減はない。財政硬直化を示す経常収支比率は、経常的一般財源である普通交付税の減少により平成 28 年度から増加し、財政の硬直化が進んでいる。

図 2-5：財政力指数の推移

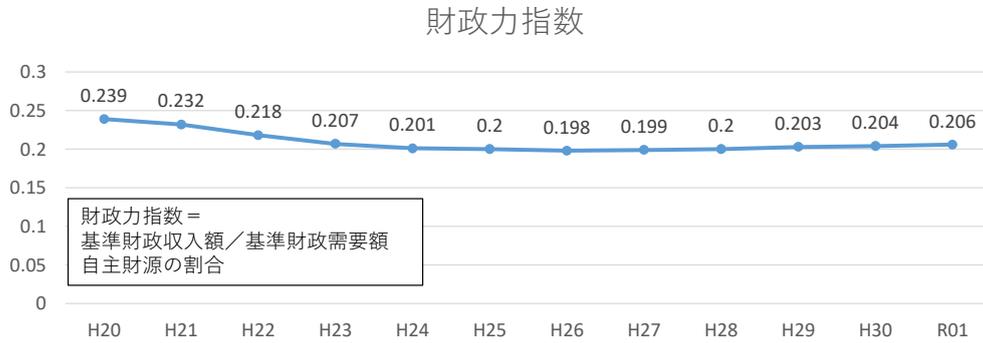
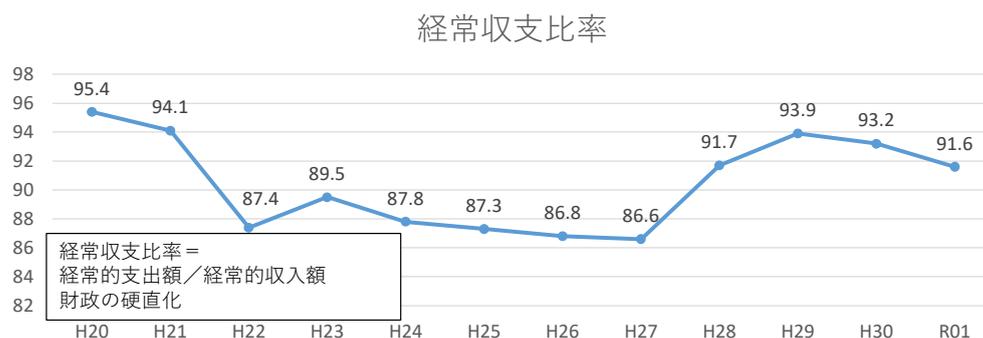


図 2-6：経常収支比率の推移



また、一般会計が負担する公債費と標準財政規模（経常的一般財源の規模）との割合を示す実質公債費比率は、平成 27 年度まで減少傾向であったが、普通交付税の減（＝分母の縮小）の影響により下げ止まっている。今後は人口減少等に伴う普通交付税の減少のほか、大型事業に伴う公債費の増加が見込まれており、新規借入の抑制や繰上償還の実施など計画的な財政運営が必要である。

地方債残高と標準財政規模の割合である将来負担比率は、平成 28 年度からの地方債の発行増により増加傾向にある。実質公債費比率と同様に今後も上昇が予想されるため、計画的な財政運営が必要である。

図 2-7：実質公債費比率の推移

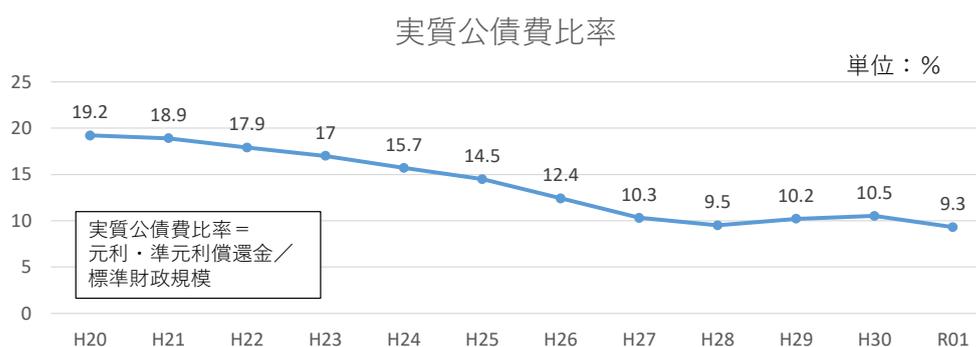
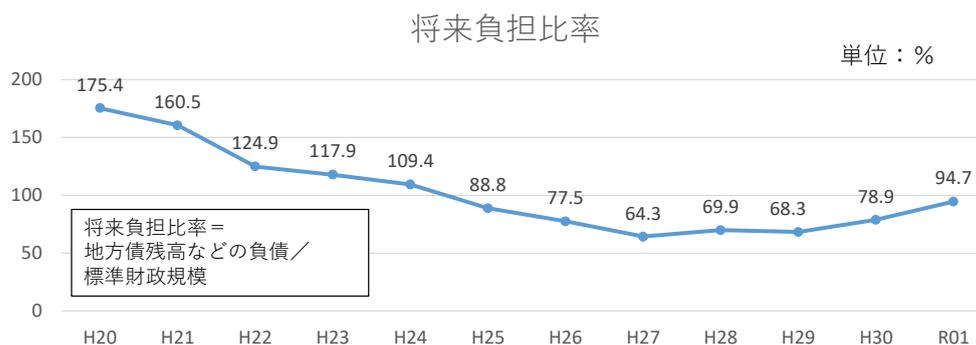


図 2-8：将来負担比率の推移



(4) 公共施設更新投資可能額の設定

市町村合併によって特例的に認められた合併特例債の発行が令和2年度に終了したため、今後の地方債は、過疎対策事業債^{※1}（以下「過疎債」という。）のほか、緊急防災・減災事業債など政策推進や課題解決のため時限的に認められる特別な地方債が主な借入となる。

公共施設の更新費用については、主に過疎債でまかなうことになるが、過疎債は全国で配分額が決まっており、発行限度額が設定される。本町の過去の借入実績や返済に充当可能な一般財源の規模等から、本計画期間における公共施設への投資可能額は年間「12.1億円」となった^{※2}。

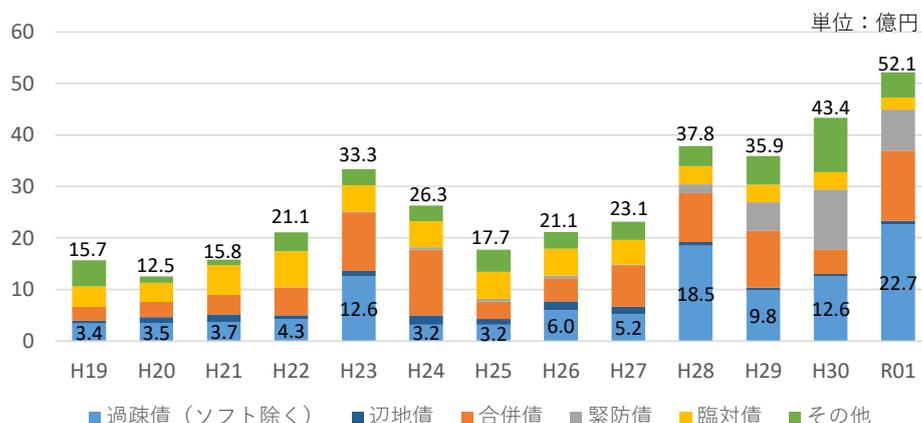
※1 過疎対策事業債とは

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法により過疎地域とされた市町村が、過疎地域持続的発展市町村計画に基づいて行う事業の財源として特別に発行が認められる地方債。充当率は100%であり、その元利償還金の70%が普通交付税に算入される。

※2 次の財政状況を設定して試算。

- ① 過去の実績等から、過疎債発行限度額15億円、その他の地方債（緊急防災・減災事業債・公共事業等債など）発行額3億円とする。
- ② 地方債返済に充当可能な一般財源のうち、交付税が算入されない額（非算入公債費）の上限を7億円とする。
- ③ インフラ事業費10億円、県営事業等1.5億円とする（非算入公債費2.2億円）。
- ④ 7億円－2.2億円＝4.8億円を公共施設整備における非算入公債費とする。
- ⑤ 上記設定における公共施設整備の事業費として、過疎債充当事業費8.3億円、その他起債充当事業費3.8億円と試算した。
(8.3億円+3.8億円＝12.1億円（投資可能額）)

図 2-9：地方債発行額内訳の推移

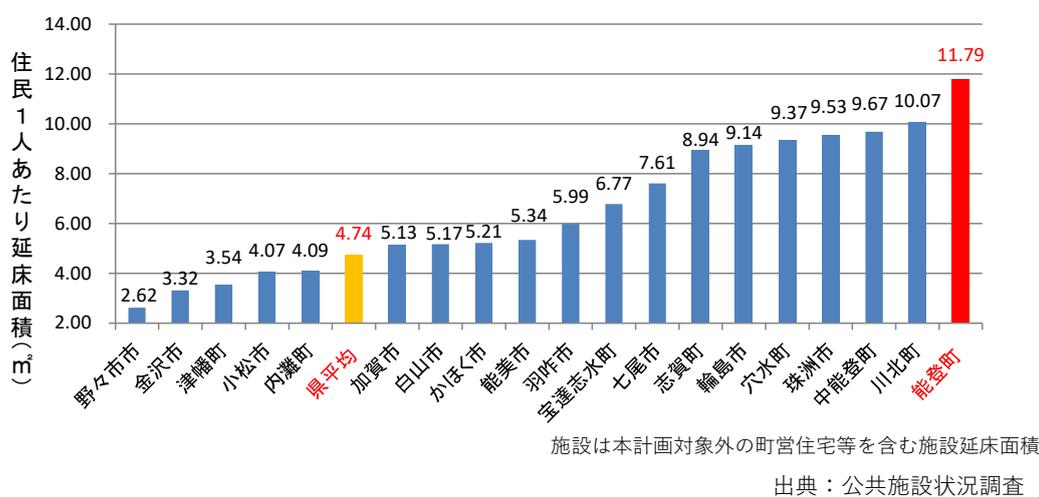


3 公共施設の状況

(1) 公共施設の総延床面積

令和2年4月1日現在、本計画の対象施設数は222施設、延床面積は174,825㎡である。平成30年度の公共施設状況調査では、住民1人あたりの施設の延床面積は11.79㎡と県内では最も多く、県平均の2.5倍程度にあたり、人口に対して公共施設が多いことがわかる。一方、総務省の財政状況資料集によると、本町の有形固定資産の減価償却率※は65.9%(平成29年度)と県内平均60.0%よりも高いことから、施設の保有面積は大きいですが更新が適切な時期に行われず、施設の老朽化が進んでいることがわかる。

図 2-10：県内市町の住民1人あたり施設延床面積（平成30年度）



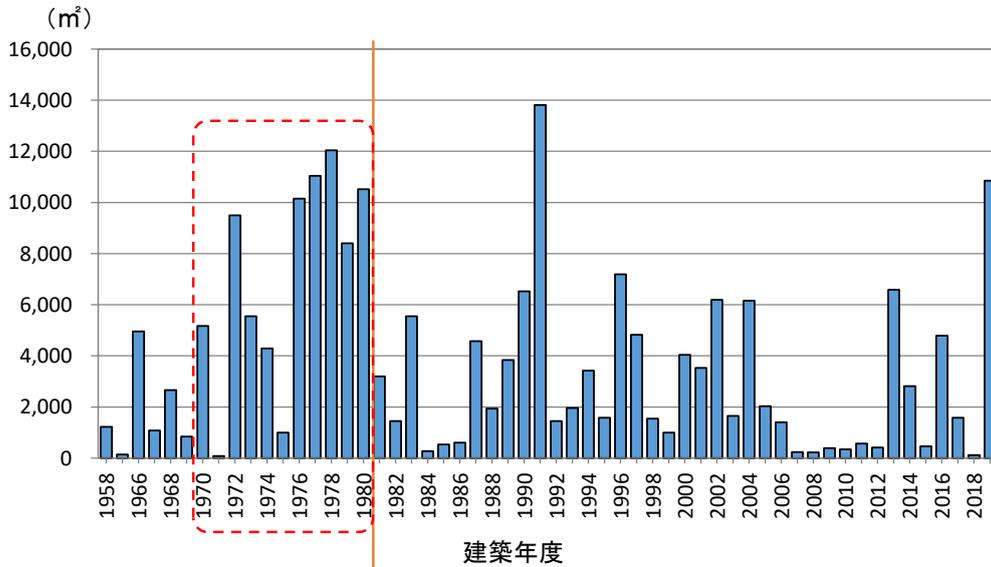
※減価償却率とは

償却資産の取得価格に対する減価償却累計額の割合であり、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを把握することができる。

(2) 公共施設の整備時期

「能登町公共施設等総合管理計画」では、公共施設の建設時期は旧耐震基準※で建設された昭和45(1970)年～昭和55(1980)年のものが多く、建築後40～50年を迎える施設が多くを占めている。これまでの更新の考え方でいけば、今後多くの施設で更新時期を迎えることになる。

図 2-11：施設延床面積別整備時期の推移



出典：能登町公共施設等総合管理計画 一部加工

※旧耐震基準とは

旧耐震基準とは昭和 25(1950)年から昭和 56(1981)年まで適用された耐震基準である。新耐震基準は旧耐震の基準が補強され、震度 6 強～7 に達する程度の大規模地震動に対して安全を確保するという規定が加わった。

(3) 施設分類別の施設数と延床面積

施設数を大分類別にみると、町民文化系施設が 73 施設と最も多いが、これは町内各地区に集会所が配置され、73 施設のうち 54 施設を集会所が占めているためである。

一方、延床面積では学校教育系施設が 44,618 m²と最も大きくなっており、全国的な傾向と同様に学校教育施設の 1 施設あたりの延床面積が大きいことが影響している。

また 2 番目に多い施設分類は、施設数・延床面積ともにスポーツ・レクリエーション施設であり、34 施設・30,126 m²となっている。これは、体育館やテニスコート及び宿泊施設など、1 施設あたりの延床面積が比較的大きい施設が多いことが挙げられる。

図 2-12：施設大分類別の施設数

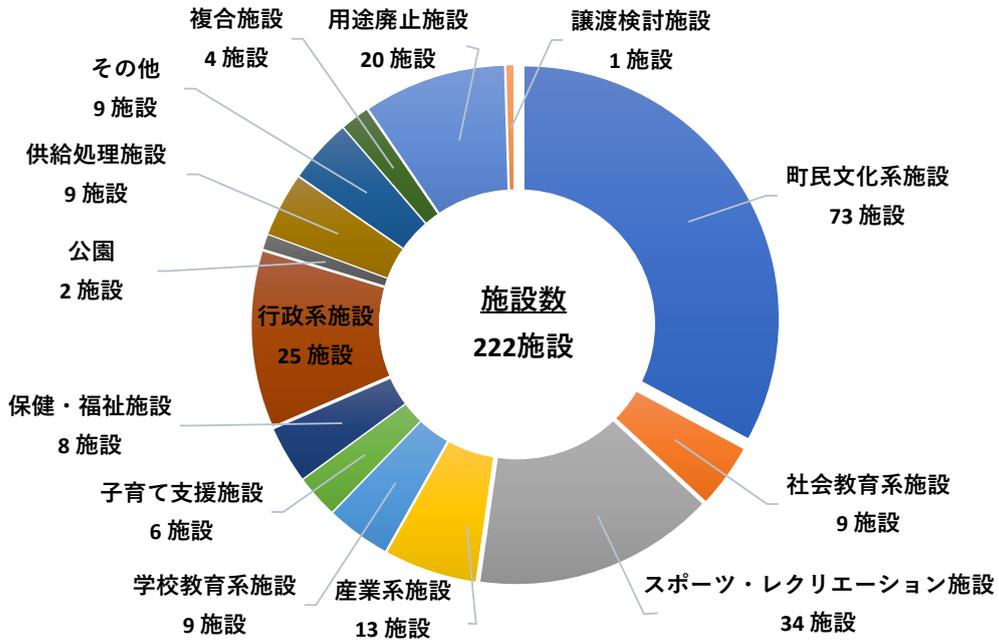


図 2-13：施設大分類別の延床面積

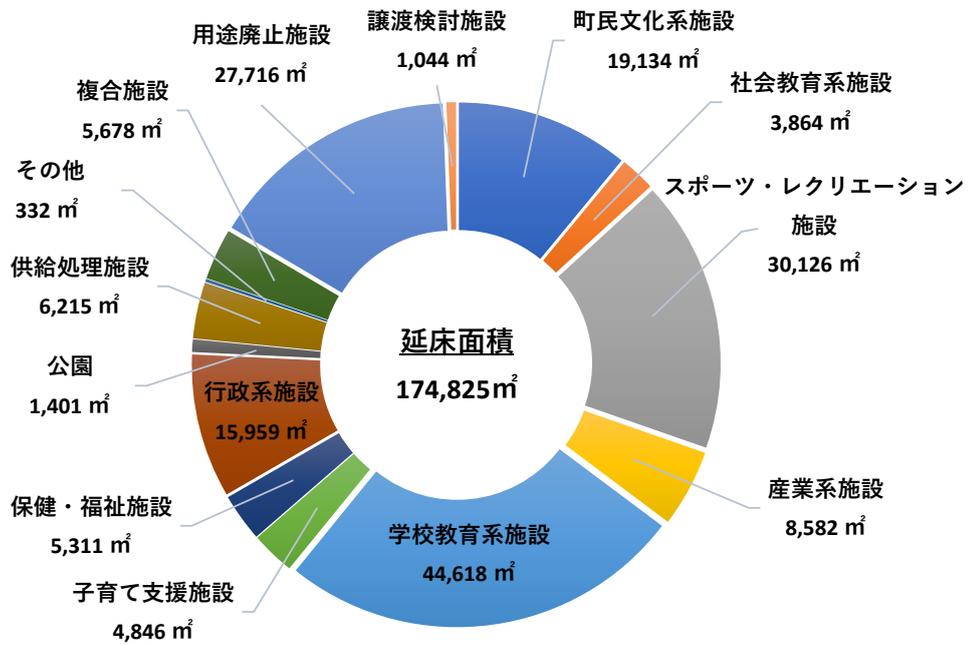


表 2-1：施設小分類別の施設数及び延床面積

大分類	小分類	施設数	延床面積(m ²)	m ² /施設
町民文化系施設	集会所	54	6,410	119
	公民館	14	9,585	685
	図書館	1	696	696
	文化センター	1	846	846
	研修施設	3	1,597	532
社会教育系施設	博物館等	8	3,258	407
	美術館	1	606	606
スポーツ・レクリエーション施設	体育館	5	8,122	1,624
	野球場	3	210	70
	競技場	2	621	310
	テニスコート	2	4,670	2,335
	武道館	2	1,650	825
	観光施設	1	927	927
	その他観光施設	5	829	166
	飲食等施設	4	1,099	275
	宿泊施設	8	11,271	1,409
	温浴施設	2	728	364
産業系施設	農業振興施設	7	5,716	817
	その他農業振興施設	1	175	175
	漁業振興施設	2	2,116	1,058
	産業振興施設	1	426	426
	特産物直売所	2	149	75
学校教育系施設	小学校	5	24,002	4,800
	中学校	4	20,616	5,154
子育て支援施設	保育所	4	3,346	837
	児童館	2	1,500	750
保健・福祉施設	社会福祉施設	1	2,527	2,527
	介護福祉施設	3	1,092	364
	老人福祉施設	4	1,692	423
行政系施設	消防庁舎	3	3,908	1,303
	その他消防施設	16	3,299	206
	行政庁舎	1	6,414	6,414
	総合支所	1	494	494
	その他行政系施設	4	1,844	461
公園	公園施設	2	1,401	701
供給処理施設	廃棄物処理施設	3	1,294	431
	火葬場	1	1,590	1,590
	葬祭場	2	1,541	771
	その他供給処理施設	3	1,790	597
その他	公共交通施設	3	152	51
	トイレ	6	180	30
複合施設	鶴川公民館	1	887	887
	観光・地域交流センター	1	1,997	1,997
	小木地域交流センター	1	907	907
	内浦総合支所	1	1,888	1,888
用途廃止施設	旧施設	13	24,431	1,879
	普通財産	7	3,285	469
譲渡検討施設	譲渡検討施設	1	1,044	1,044

(4) 地区別の保有延床面積

地区別の公共施設保有延床面積をみると、能都地区が 88,651 ㎡ (50.71%) と最も多くを占めている。柳田地区は 40,300 ㎡ (23.05%)、内浦地区は 45,873 ㎡ (26.24%) となっている。

また、住民 1 人あたりの保有延床面積は、柳田地区で最も大きく、13.00 ㎡となっている。

施設数及び延床面積が 2 番目に多いスポーツ・レクリエーション施設のうち、体育館、野球場及び宿泊施設は旧町村ごとに整備され、保有している状況がうかがえる。

表 2-2：地区別の施設数及び延床面積

施設大分類	施設小分類	能都	柳田	内浦	計	
町民文化系施設	集会所	27 施設 3,204 ㎡	19 施設 2,309 ㎡	8 施設 898 ㎡	54 施設 6,410 ㎡	
	公民館	3 施設 2,475 ㎡	7 施設 5,156 ㎡	4 施設 1,954 ㎡	14 施設 9,585 ㎡	
	図書館	0 施設 0 ㎡	1 施設 696 ㎡	0 施設 0 ㎡	1 施設 696 ㎡	
	文化センター	1 施設 846 ㎡	0 施設 0 ㎡	0 施設 0 ㎡	1 施設 846 ㎡	
	研修施設	2 施設 1,255 ㎡	0 施設 0 ㎡	1 施設 342 ㎡	3 施設 1,597 ㎡	
	社会教育系施設	博物館等	7 施設 2,400 ㎡	1 施設 858 ㎡	0 施設 0 ㎡	8 施設 3,258 ㎡
美術館		1 施設 606 ㎡	0 施設 0 ㎡	0 施設 0 ㎡	1 施設 606 ㎡	
スポーツ・レクリエーション施設		体育館	2 施設 3,072 ㎡	1 施設 1,397 ㎡	2 施設 3,653 ㎡	5 施設 8,122 ㎡
	野球場	1 施設 42 ㎡	1 施設 87 ㎡	1 施設 81 ㎡	3 施設 210 ㎡	
	競技場	1 施設 551 ㎡	0 施設 0 ㎡	1 施設 70 ㎡	2 施設 621 ㎡	
	テニスコート	2 施設 4,670 ㎡	0 施設 0 ㎡	0 施設 0 ㎡	2 施設 4,670 ㎡	
	武道館	1 施設 647 ㎡	0 施設 0 ㎡	1 施設 1,003 ㎡	2 施設 1,650 ㎡	
	観光施設	0 施設 0 ㎡	0 施設 0 ㎡	1 施設 927 ㎡	1 施設 927 ㎡	
	その他観光施設	0 施設 0 ㎡	0 施設 0 ㎡	5 施設 829 ㎡	5 施設 829 ㎡	
	飲食等施設	0 施設 0 ㎡	4 施設 1,099 ㎡	0 施設 0 ㎡	4 施設 1,099 ㎡	
	宿泊施設	3 施設 5,613 ㎡	4 施設 4,205 ㎡	1 施設 1,452 ㎡	8 施設 11,271 ㎡	
	温浴施設	1 施設 319 ㎡	1 施設 409 ㎡	0 施設 0 ㎡	2 施設 728 ㎡	
	産業系施設	農業振興施設	1 施設 130 ㎡	3 施設 2,329 ㎡	3 施設 3,257 ㎡	7 施設 5,716 ㎡
		その他農業振興施設	1 施設 175 ㎡	0 施設 0 ㎡	0 施設 0 ㎡	1 施設 175 ㎡
		漁業振興施設	2 施設 2,116 ㎡	0 施設 0 ㎡	0 施設 0 ㎡	2 施設 2,116 ㎡
産業振興施設		0 施設 0 ㎡	0 施設 0 ㎡	1 施設 426 ㎡	1 施設 426 ㎡	
特産物直売所		1 施設 20 ㎡	1 施設 129 ㎡	0 施設 0 ㎡	2 施設 149 ㎡	

表 2-3：地区別の施設数及び延床面積

施設大分類	施設小分類	能都	柳田	内浦	計
学校教育系施設	小学校	2 施設 9,996 m ²	1 施設 5,441 m ²	2 施設 8,565 m ²	5 施設 24,002 m ²
	中学校	1 施設 6,193 m ²	1 施設 4,457 m ²	2 施設 9,966 m ²	4 施設 20,616 m ²
子育て支援施設	保育所	3 施設 2,587 m ²	1 施設 759 m ²	0 施設 0 m ²	4 施設 3,346 m ²
	児童館	1 施設 1,034 m ²	0 施設 0 m ²	1 施設 466 m ²	2 施設 1,500 m ²
保健・福祉施設	社会福祉施設	1 施設 2,527 m ²	0 施設 0 m ²	0 施設 0 m ²	1 施設 2,527 m ²
	介護福祉施設	2 施設 654 m ²	0 施設 0 m ²	1 施設 439 m ²	3 施設 1,092 m ²
	老人福祉施設	1 施設 523 m ²	2 施設 1,040 m ²	1 施設 129 m ²	4 施設 1,692 m ²
行政系施設	消防庁舎	1 施設 1,499 m ²	1 施設 1,433 m ²	1 施設 975 m ²	3 施設 3,908 m ²
	その他消防施設	6 施設 2,211 m ²	5 施設 603 m ²	5 施設 486 m ²	16 施設 3,299 m ²
	行政庁舎	1 施設 6,414 m ²	0 施設 0 m ²	0 施設 0 m ²	1 施設 6,414 m ²
	総合支所	0 施設 0 m ²	1 施設 494 m ²	0 施設 0 m ²	1 施設 494 m ²
	その他行政系施設	1 施設 645 m ²	3 施設 1,199 m ²	0 施設 0 m ²	4 施設 1,844 m ²
公園	公園施設	1 施設 158 m ²	1 施設 1,243 m ²	0 施設 0 m ²	2 施設 1,401 m ²
	廃棄物処理施設	2 施設 1,244 m ²	0 施設 0 m ²	1 施設 50 m ²	3 施設 1,294 m ²
供給処理施設	火葬場	1 施設 1,590 m ²	0 施設 0 m ²	0 施設 0 m ²	1 施設 1,590 m ²
	葬祭場	2 施設 1,541 m ²	0 施設 0 m ²	0 施設 0 m ²	2 施設 1,541 m ²
	その他供給処理施設	1 施設 148 m ²	1 施設 346 m ²	1 施設 1,297 m ²	3 施設 1,790 m ²
	公共交通施設	1 施設 49 m ²	1 施設 49 m ²	1 施設 54 m ²	3 施設 152 m ²
その他	トイレ	2 施設 72 m ²	1 施設 50 m ²	3 施設 58 m ²	6 施設 180 m ²
	複合施設	2 施設 2,884 m ²	0 施設 0 m ²	2 施設 2,795 m ²	4 施設 5,678 m ²
用途廃止施設	旧施設	8 施設 18,222 m ²	1 施設 2,930 m ²	4 施設 3,279 m ²	13 施設 24,431 m ²
	普通財産	1 施設 320 m ²	2 施設 1,585 m ²	4 施設 1,380 m ²	7 施設 3,285 m ²
譲渡検討施設	譲渡検討施設	0 施設 0 m ²	0 施設 0 m ²	1 施設 1,044 m ²	1 施設 1,044 m ²
施設数		98 施設	65 施設	59 施設	222 施設
延床面積 ^{※1}		88,651 m ²	40,300 m ²	45,873 m ²	174,825 m ²
地区別人口 ^{※2}		7,999 人	3,099 人	5,667 人	16,765 人
住民 1 人あたり保有延床面積		11.08 m ² /人	13.00 m ² /人	8.09 m ² /人	10.43 m ² /人
地区別保有延床面積割合		50.71%	23.05%	26.24%	100.00%

※ 1 延床面積は小数点以下を四捨五入しているため、全てを足したものと合計値は相違する。

※ 2 各地区の人口は、令和 2 年 4 月 1 日時点。

(5) 公共施設の更新に関する考え方の整理

能登町第二次総合計画（平成 27 年度）

能登町第二次総合計画の策定にあたり実施された町民並びに町出身者、中学生、高校生の意向調査によると、行財政改革で優先的に行うべきこととしては、「町有地（遊休地）や公共施設などの有効活用（売却・貸付など）」が最も多く、次いで「公共施設の統廃合」、「公共施設の運営の民間・住民団体への委託」となっており、総合計画の基本構想、基本計画の中で下記のとおり記載されている。

（能登町第二次総合計画（2016-2025）より抜粋）

- ・「公共施設の 統廃合・有効活用」
（基本構想 第 3 章施策の大綱 第 7 節）
- ・「公共施設においては、高度成長期に建設された施設の老朽化が進行するとともに、町村合併や人口減少の進行に伴い施設数の抑制や適正配置などが必要である。」
（基本計画 第 1 章分野別の施策 第 7 節 第 2 項）

4 本町の公共施設が抱える課題

(1) 公共施設の更新等に対する財源不足

高度経済成長期以降、時代の要請から全国的に積極的な社会資本整備が行われてきており、本町においても合併前の旧三町村においてそれぞれ当時の行政課題に応じ、公共施設の整備を行ってきた。先にも示したとおり、本町では建築系公共施設の老朽化が進行し、今後多くの施設が更新等の時期を迎える一方、人口減少や少子高齢化に伴う税収の減少等により、公共施設の更新等に対する財源不足が見込まれる。

本町が現在保有する公共施設のうち、今後削減される見込みである旧施設・普通財産・譲渡検討施設を除く全ての公共施設を築 30 年目に大規模改修、築 60 年目に建替えるものとして試算した結果、今後の更新必要額としては平均で年間 19.1 億円*の算定であった。しかし、先に示したとおり公共施設の更新への投資可能額は年間 12.1 億円である。これは現在の保有施設全てを管理・更新することが不可能であり、住民に対する良好なサービスの継続に支障が出るおそれがあることを示している。

※今後の更新必要額の算定について

公共施設等総合管理計画策定時に使用した総務省の公共施設等更新費用試算ソフトを使用して算定した。

表 2-4：更新（建替え）及び大規模改修の更新単価

更新（建替え）	更新単価
町民文化系施設、社会教育系施設、行政系施設	40 万円/㎡
スポーツ・レクリエーション施設	36 万円/㎡
学校教育系施設、子育て支援系施設 ほか	33 万円/㎡

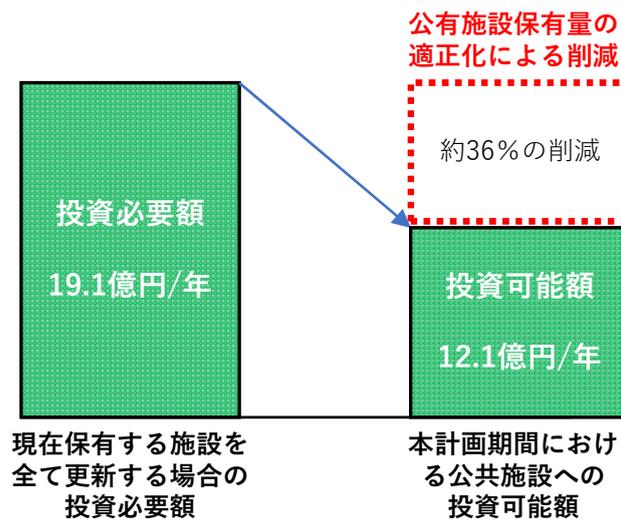
更新（大規模改修）	更新単価
町民文化系施設、社会教育系施設、行政系施設	25 万円/㎡
スポーツ・レクリエーション施設	20 万円/㎡
学校教育系施設、子育て支援系施設 ほか	17 万円/㎡

出典：公共施設等更新費用試算ソフト（平成 28 年度版）（総務省）

（2）公共施設保有量の適正化

「3 公共施設の状況」で示したとおり、今後多くの施設の更新を迎えるにあたり、将来にわたって安全・安心なサービスを継続していくためには、将来の人口規模や施設利用状況を勘案し、公共施設保有量の適正化を図る必要がある。

図 2-14：施設更新に係る投資必要額と投資可能額の比較



3章 基本方針と検討にあたっての視点

1 基本方針

上位計画である「能登町公共施設等総合管理計画」に基づいて、基本方針を以下のとおり定める。ただし、数値目標に関しては、現在の財政状況や公共施設への投資可能額から新たに設定する。

(1) 基本的な考え方（能登町公共施設等総合管理計画より抜粋）

① 施設の更新（建替え）について

基本的に改善・改修・建替えを実施し、必要な事業に応じたものとする。

② 施設総量（総床面積）

更新の際は、統合を検討し、複合施設とすることで施設総量を減少させる。利用率が低く、将来的にも需要が見込めない施設については、運営及び利用目的の見直しを行い、統合を検討する。

③ 施設の維持管理・運営コストについて

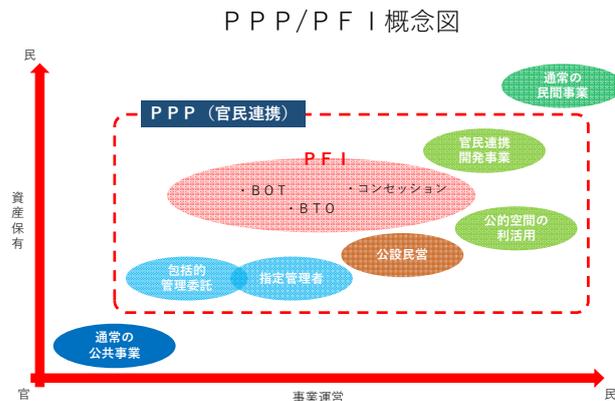
運営については指定管理者制度の活用や、地域住民による維持管理協力、譲渡等の民間の活力を促進する。PPP/PFI*など、官民連携を推進しながら、施設を維持しつつ、改修・更新コスト及び管理運営コストの縮減に努める。

また、再生エネルギーシステムを積極的に導入することにより、環境負荷の低減と施設維持コストの縮減を実現する。

※PPP/PFIとは（内閣府 民間資金等活用事業推進室資料より抜粋、加筆）

PPP（Public Private Partnership－官民連携事業）とは、行政と民間が連携して、それぞれお互いの強みを生かすことによって、最適な公共サービスの提供を実現し、地域の価値や住民満足度の最大化を図る指標。

PFI（Private Finance Initiative－民間資金等活用事業）とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法。PFIはPPPの一つとして示される。



(2) 本計画における数値目標

建築系公共施設に関する投資可能額は、2章で示したとおり年間12.1億円となっているが、公共施設を現状のまま保有した場合の更新額は平均して年間19.1億円となっており約36%財源が不足する。

このことを踏まえ、公共施設の延床面積を計画期間内に35%削減することを目標とする。具体的な削減目標面積を以下に示す。

なお、旧施設・普通財産・譲渡検討施設は今後削減される見込みであるため、これらを現有の公共施設延床面積(174,825㎡)から除いた面積を母数(「目標対象延床面積」)とする。



※目標対象延床面積の算定

公共施設_現有延床面積	: 174,825 m ² (a)	(1-4 参照)
旧施設_延床面積	: 24,340 m ² (b)	
うち、利活用を行う旧真脇小学校_延床面積	: 3,117 m ² (c)	(4-23/4-69 参照)
普通財産_延床面積	: 3,376 m ² (d)	
譲渡検討施設_延床面積	: 1,044 m ² (e)	

目標対象延床面積

$$\frac{174,825 \text{ m}^2 \text{ (a)}}{\text{現有延床面積}} - \frac{24,340 \text{ m}^2 \text{ (b)}}{\text{旧施設}} + \frac{3,376 \text{ m}^2 \text{ (d)}}{\text{普通財産}} + \frac{1,044 \text{ m}^2 \text{ (e)}}{\text{譲渡検討施設}} + \frac{3,117 \text{ m}^2 \text{ (c)}}{\text{旧真脇小学校}}$$

= 149,182 m²
目標対象延床面積

2 検討にあたっての基本原則

上記の基本方針をもとに、以下の視点をもって個別施設の今後の方向性について検討する。

(1) バックキャストの考え方

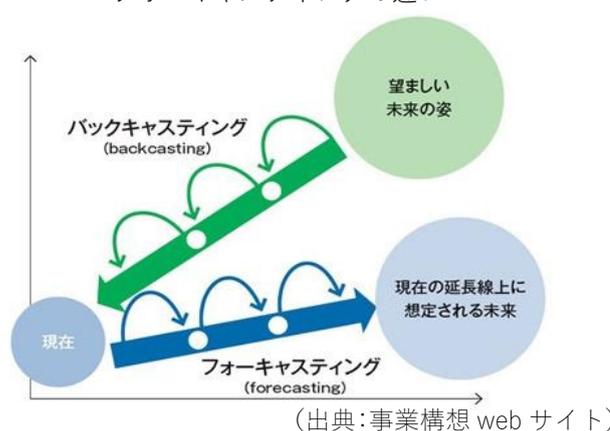
「1 (2) の本計画における数値目標」を達成するためには公共施設の管理運営に対する発想の転換と優先順位の付け方が重要である。そのためには、将来の人口構成や財源等から未来の望ましい姿を想定し、現在のやるべきことを考える、いわゆる「バックキャスト」*の発想で進めていく。

※バックキャストとは

“ありたい姿・あるべき姿”から“いま”を考える思考法である。反対語は「フォーキャスト」であり、現状分析や過去の統計、実績、経験などから未来を予測する手法。

「バックキャスト」の考え方は国土交通省や環境省などの長期ビジョン策定にも用いられているほか、複数の自治体における予算編成方針においても取り入れられている考え方。

バックキャストと
フォーキャストの違い



(2) 公共施設のマネジメント = 将来のまちづくり

人口減少や少子高齢化社会が進行する中、これまでの公共施設で提供してきたサービスやあり方を見直し、施設に関するコストを減らしつつ、次の世代に過度な負担を残さない公共施設のあり方を考える「公共施設マネジメント」の取組みを行う。

これまで公共施設の整備においては、「一機能・一施設」の考え方で進めてきたが、今後は従来の考え方を改め、「機能」と「施設」を分けて考え、行政サービスを提供していく必要がある。そのため、「〇〇という施設をどうするか」ではなく、その施設で提供されている「機能（サービス）」を重視し「〇〇という機能をどうするか」という考え方が重要である。

本町が提供する機能（サービス）は教育、福祉、医療、文化からインフラにわたり多岐であるため、機能（サービス）の提供を考えるとすることは町全体の今後のあり方を考えることにつながる。

よって、公共施設のマネジメントは、次の世代へバトンを渡す「将来のまちづくり」であることを考慮し検討を行う。

4章 個別施設の再編方針

1 再編方針を検討する手順

検討するにあたって、以下の2点を踏まえて再編方針を検討した。

①20年後も町として提供すべき機能であるか⇒保有優先度の検討

人口減少・高齢化社会等、今後想定される社会を見据えて、20年後も町として提供すべき必要な機能（サービス）は何かという視点をもって検討を行った。町が提供すべき機能や民間でも担える機能かどうかを施設分類ごとに検討を行った。

②個々の施設の状況を把握⇒個別施設単位での検討

本町の建築物はその多くが昭和40年~50年代に建てられたものである。従来であれば建替え時期に来ている施設も多いが、町の財政状況を踏まえるとすべての施設を更新することは不可能である。そのため各施設の状況について、施設の物理的状況（経過年数・劣化度）や利用状況・コスト状況等を踏まえて、今後も継続利用していくか（改修も含む）、他の施設と集約・複合化していくか、などを判断した。

2 施設分類別の保有優先度

（1）保有優先度の考え方

保有優先度は、「公共性の高さ」、「民間参入の可否」、「地域ブランド向上への寄与」、「他自治体の事例」など、多角的な視点で検討を行った。

（2）保有優先度の定義

保有優先度を以下のとおり定義する。

保有優先度	定義
A	行政として担うべき機能 (民間の参入が困難な機能)
B	行政として担うことが望ましい機能 (民間の参入は可能だが、行政として関与することが望ましい機能)
C	行政として担う必要性が低い機能 (民間で担える機能、施設として保有する必要性の低い機能)

(3) 保有優先度の検討条件

- ① 20年後の能登町を見据える。
- ② 施設ではなく、機能で考える。(施設≠サービス)
- ③ 定性的な視点で検討する。*
- ④ 優先度が高い機能も、再編(集約・複合化等)の対象とする。

※「定性的な視点で検討する」とは、個別施設の利用人数やコスト等の数値的なデータではなく、行政が提供するサービスとしてのあり方について検討すること。

(4) 保有優先度の設定

施設分類別に以下のとおり、保有優先度を設定した。

保有優先度	小分類	考え方
A .. 行政として担うべき機能	小学校 【P4-43】	・本町においては民間参入が見込めない。
	中学校 【P4-44】	・本町においては民間参入が見込めない。
	消防庁舎 【P4-52】	・町民の生命と財産の保全のために行政が担う必要がある。
	その他消防施設 【P4-53】	・町民の生命と財産の保全のために行政が担う必要がある。
	行政庁舎 【P4-54】	・行政の拠点である。
	総合支所 【P4-55】	・行政の拠点である
	その他行政系施設 【P4-55】	・水防防災機能等、機能としては必要であるが、施設自体は、遊休施設を活用することも考えられる。
	廃棄物処理施設 【P4-59】	・行政として担うべき機能である。
	火葬場 【P4-60】	・行政として担うべき機能である。ただし、広域連携の可能性も考えられる。

保有 優先度	小分類	考え方
B …行政として担うことが 望ましい機能	公民館 【P4-18】	・本町においては各地域の拠点施設であり、社会教育の場として必要
	図書館 【P4-20】	・運営は民間に任せることも可能だが、図書及び資料等の収集・保存に関しては行政が関与する方が望ましい。 ※図書館は柳田教養文化館だけでなく、中央図書館や松波図書館（分館）も含めた優先度
	博物館等 【P4-23】	・歴史・伝統文化を継承するために、所蔵物の保管目的では行政が関与する方が望ましい。ただしクオリティを高め、活用するためには民間が管理運営した方が良い。 ・収蔵庫機能単独では他の施設で代替も可能
	美術館 【P4-25】	・歴史・伝統文化を守るために、町の所蔵物を保管する目的では行政として関与する必要があるが、民間の管理によって価値が高まる可能性がある。 ・収蔵庫機能単独では他の施設で代替も可能
	体育館 【P4-26】	・町民が広く利用できるスポーツ拠点としての機能があるが、近隣市町施設の利用や学校施設の開放で機能を代替することも可能
	野球場 【P4-28】	・町民が広く利用できるスポーツ拠点としての機能があるが、近隣市町施設の利用も考えていく。
	競技場 【P4-29】	・町民が広く利用できるスポーツ拠点としての機能があるが、近隣市町施設の利用も考えていく。
	テニスコート 【P4-30】	・テニスは本町のシンボルかつブランドであり、交流人口の拡大に重要な役割を果たしている。
	武道館 【P4-31】	・町民が広く利用できるスポーツ拠点としての機能があるが、近隣市町施設の利用も考えていく。
	観光施設 【P4-32】	・民間の宿泊・飲食施設への誘導や町の観光情報発信拠点として必要。運営は民間でも可能だが、行政として関与することが望ましい。
	その他観光施設 【P4-32】	・町の観光ブランドを高める要素があるが、運営は民間でも可能
	宿泊施設 【P4-34】	・民間事業者でのサービス提供が可能であるが、町が推進する観光振興や交流人口の拡大に重要な役割を果たしている。
特産物直売所 【P4-42】	・民間事業者でのサービス提供が可能であるが、町の観光情報発信拠点の面もあり、行政として関与したい。	

保有 優先度	小分類	考え方
B …行政として担 望ましい機能が うることが	保育所 【P4-45】	・都市部においては民間運営も可能であるが、保育環境の確保のため、行政の関与が必要
	児童館 【P4-46】	・子育て環境の充実のために必要であり、民間の担い手がいなければ行政が持つことが望ましい。ただし、放課後や長期休暇期間の児童の居場所機能に関しては他の施設で代替も可能
	社会福祉施設 【P4-48】	・目的は町民の健康増進であるが、温浴施設の運営を行政が担う必要性は低い。
	介護福祉施設 【P4-49】	・介護需要は高いが、デイサービス単独では民間参入が困難であるため行政が関与することが望ましい。
	老人福祉施設 【P4-50】	・老人福祉の増進は町の責務であるが、高齢者の集う場としては、他の施設で代替も可能
	公園施設 【P4-57】	・公園は広く町民が利用できる憩いの場であり、本町においては観光振興にも寄与している。
	トイレ 【P4-65】	・不特定多数の人が利用する、公衆トイレの機能は必要

保有 優先度	小分類	考え方
C …行政として担う 必要性が低い機能	集会所 【P4-16】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区住民の集会や交流の場を確保するため建設されてきたが、近年のライフスタイルの変化に伴い、利用頻度が低下しつつある。 ・ 他市町では集会所は地区所有が主である。なお、本町でも地区所有の集会所があり、それらの公平性を保つことも課題である。
	文化センター 【P4-21】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設当初とは異なり、現在は、民間や他の社会教育施設で類似機能を有している。
	研修施設 【P4-21】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設当初とは異なり、現在は、民間や他の社会教育施設で類似機能を有している。
	飲食等施設 【P4-33】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 柳田植物公園の魅力向上のため整備された施設であるが、民間事業者でのサービス提供が可能であることから、公共サービスとしての必要性を再検討する。
	温浴施設 【P4-36】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 隣接する宿泊施設の浴場としての機能も有するが、民間事業者でのサービス提供が可能であることから、公共サービスとしての必要性を再検討する。
	農業振興施設 【P4-38】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産業振興は官民連携で施策を推進すべきものである。 ・ 初期段階では町が投資を行い、自立・自走が可能となった段階で行政と民間の役割を見直す必要がある。
	その他農業振興施設 【P4-40】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 体験農園は民間事業者でのサービス提供が可能であることから、公共サービスとしての必要性を再検討する。
	漁業振興施設 【P4-40】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産業振興は官民連携で施策を推進すべきものである。 ・ 初期段階では町が投資を行い、自立・自走が可能となった段階で行政と民間の役割を見直す必要がある。
	産業振興施設 【P4-41】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産業振興は官民連携で施策を推進すべきものである。 ・ 初期段階では町が投資を行い、自立・自走が可能となった段階で行政と民間の役割を見直す必要がある。
	葬祭場 【P4-61】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活環境の向上と住民の利便性向上のため、火葬場に併設された葬祭場として整備されたが、近年は民間サービスが主となっている。
	その他供給処理施設 【P4-62】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用状況と設置目的が乖離している施設であり、施設のあり方を見直す。
	公共交通施設 【P4-64】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乗務員休憩所は公共交通事業者が整備・保有することが基本の施設であり、行政として担う必要性は低い。

保有 優先度	小分類	考え方
低い 機能 必要 性が C … 行政 と 担 う	旧施設 【P4-69】	・ 公共サービスを提供する施設としての役割を終えたものである。
	普通財産 【P4-71】	・ 公共サービスを提供する施設としての役割を終えたものである。

3 個別施設単位での検討

(1) 施設の基礎情報

各施設について、施設の基礎情報（建築年、延床面積、構造、建物の老朽度）、利用状況・コスト状況（維持管理費等の情報）について、各所管課で調査を行った。

(2) 施設の劣化度調査

各施設の劣化度については、各所管課において屋根・屋上、外壁、内装、設備の4項目について目視にて施設の調査を行った。

図 4-1：劣化度調査の例

◆建物劣化度調査シート			
施設名		内浦体育館	
		★公共施設建物情報一覧表へ	
屋根・屋上	劣化度評価	内装	劣化度評価
	B		B
外壁	劣化度評価	設備	劣化度評価
	B		B
特記事項			総合評価
			B

4 再編の手法

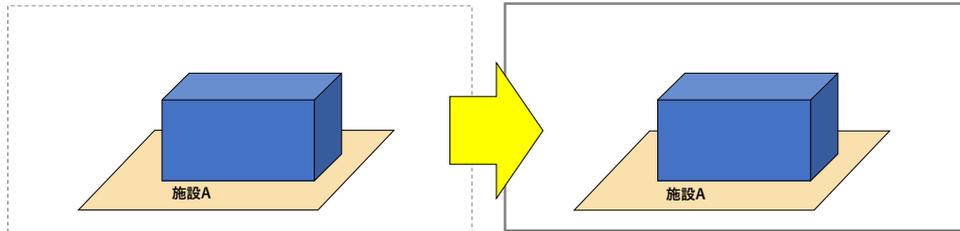
個別施設の今後の方向性については、以下のとおり再編手法として整理する。

	種類	内容	再編手法
(1)	継続利用	継続的に利用する	維持 更新 規模縮小
(2)	集約化	同じ施設分類で同様のサービスを提供する施設同士での統合、もしくは集約して新設する	集約化（既設） 集約化（新設）
(3)	複合化	異なる施設分類で、複数の異なる機能（サービス）を一つの建物に集約する	複合化（新設） 複合化（共用化）
(4)	廃止	施設を廃止する	除却 転用 民間譲渡 地域移譲

(1) 継続利用

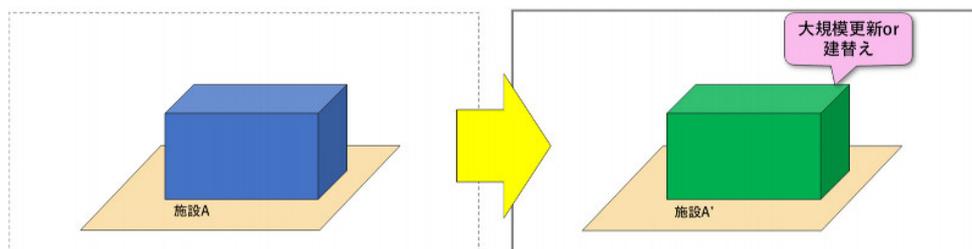
(1) -1 維持

施設をそのまま維持して利用するもの。



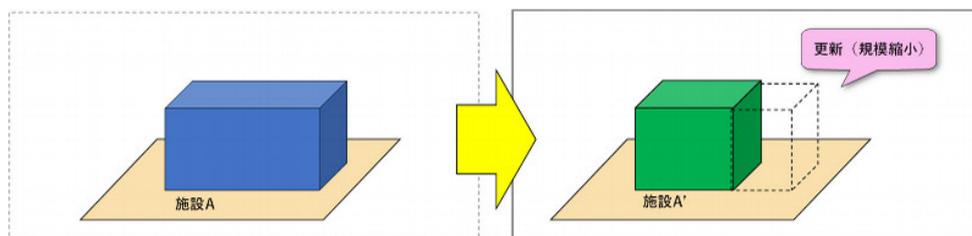
(1) -2 更新

大規模改修や建替えなど、投資を行って継続的に利用するもの。



(1) -3 規模縮小

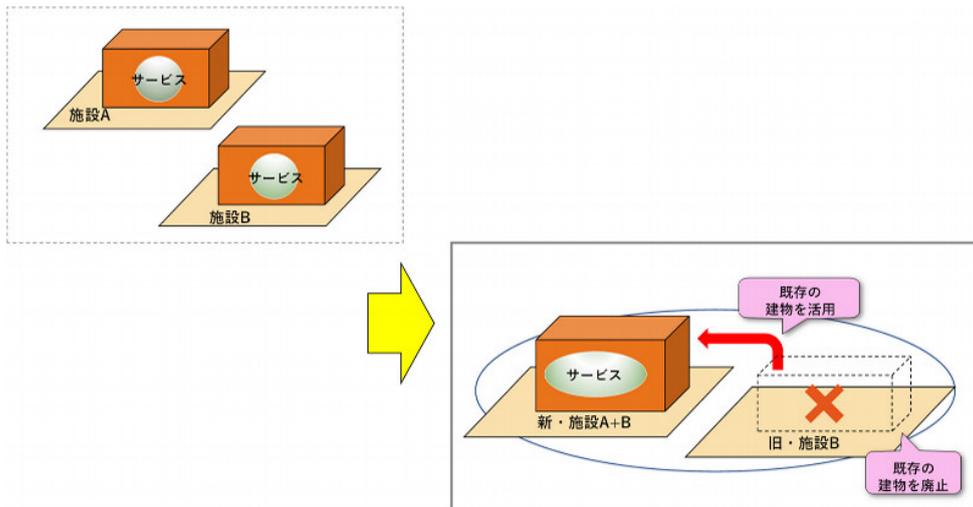
規模を縮小して更新を行うもの。



(2) 集約化

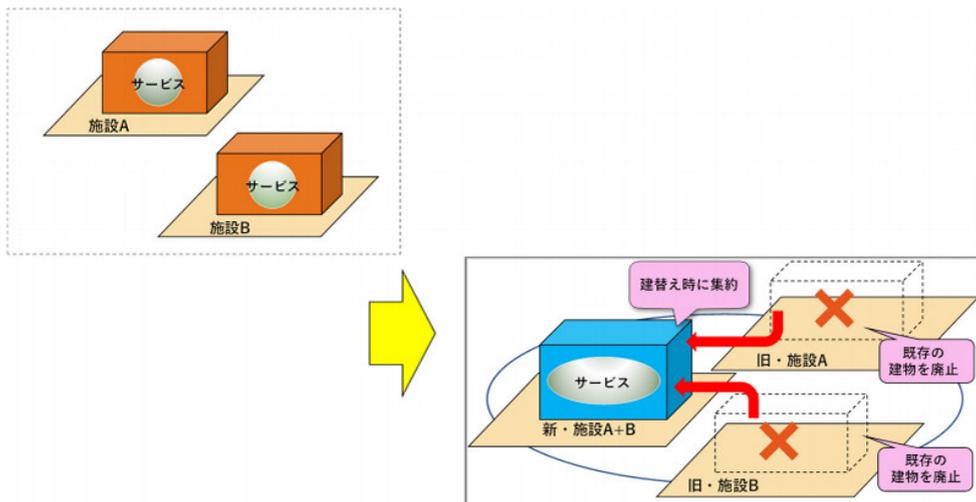
(2) - 1 集約化 (既設)

既存の建物を活用して、集約化を行うもの。



(2) - 2 集約化 (新設)

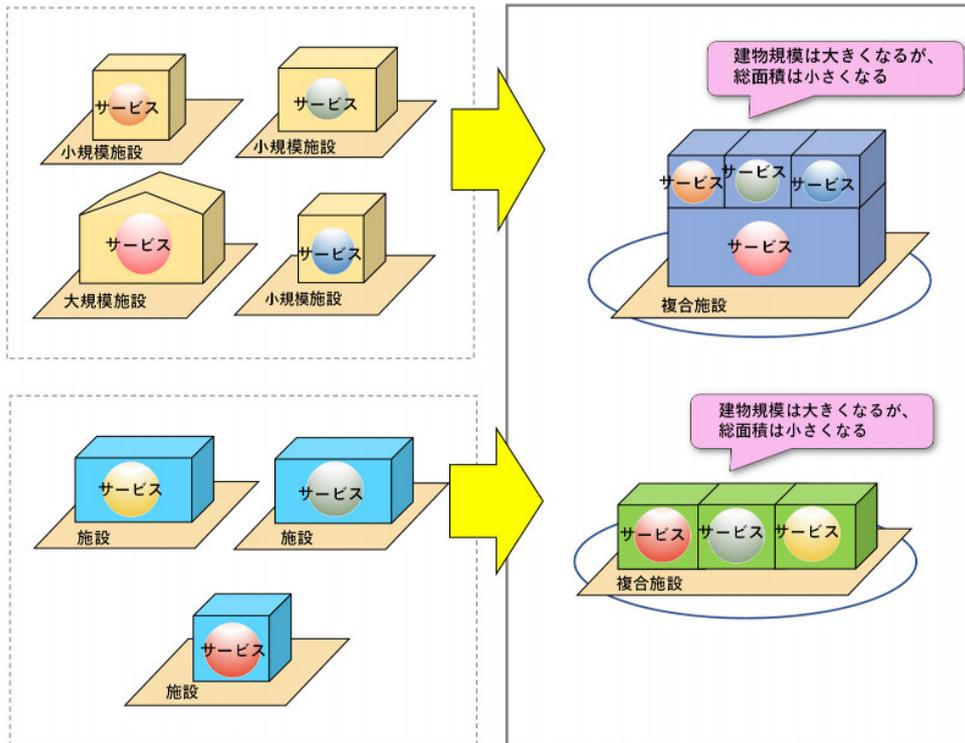
新たに建物を新設して、集約化を行うもの。



(3) 複合化

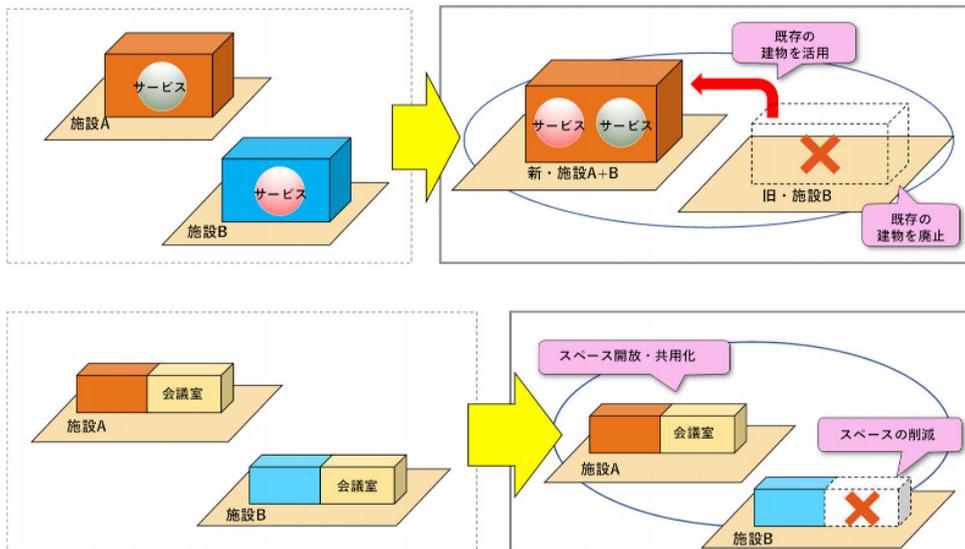
(3) - 1 複合化 (新設)

新たに建物を新設して、複合化を行うもの。



(3) - 2 複合化 (共用化)

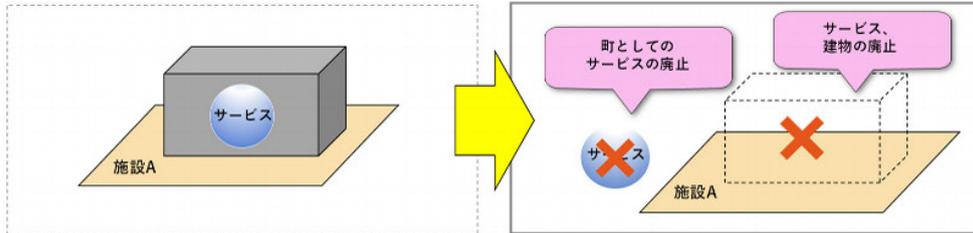
既存の建物を活用して、複合化を行うもの。スペースの共有なども含む。



(4) 廃止

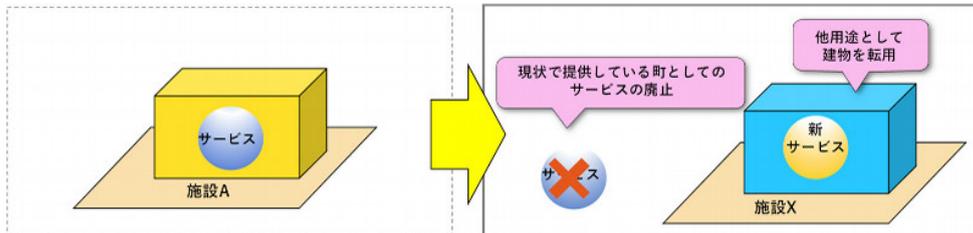
(4) - 1 除却

町として、サービス及び建物を廃止し除却するもの。



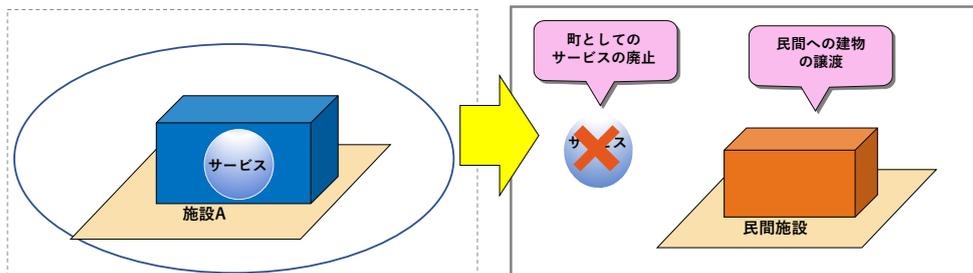
(4) - 2 転用

町としてのサービスを廃止し、他用途として建物を活用するもの。



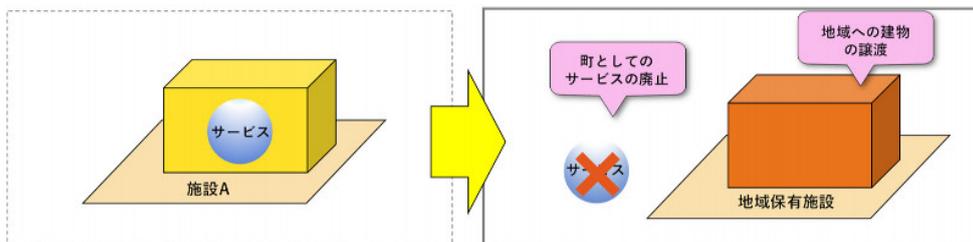
(4) - 3 民間譲渡

町としてのサービスを廃止し、サービスとともに建物を民間へ譲渡するもの。



(4) - 4 地域移譲

町としてのサービスを廃止し、サービスとともに建物を地域団体等へ譲渡するもの。



5 個別施設の今後の方向性

「2 施設分類別の保有優先度」で設定した保有優先度と「3 個別施設単位での検討」をもとに、施設分類別に今後の方向性を検討した。なお、今回示す方向性は、計画期間（20年間）内の取組みの方向性とし、今後5年ごとに行う計画の見直しに合わせて適宜見直しを図る。

（1）検討手順

① 保有優先度×目標耐用年数までの期間

最初に、保有優先度と目標耐用年数※（以下、「耐用年数」という。）から今後の方向性を判断する。保有優先度 A の施設分類については、原則「継続利用」と判定し、耐用年数を迎えるものについては「更新」もしくは「規模縮小」と判定する。一方、耐用年数を迎えないものについては「維持」と判定する。

保有優先度 C の施設については、基本的には行政の担う必要性の低い施設であるため、原則「廃止（除却・転用・民間譲渡・地域移譲）」と判定するが、個別施設の状況や特性によっては、他の再編手法も検討する。保有優先度 B の施設については個別施設の状況に応じた検討を行う。

保有優先度	耐用年数を迎える	耐用年数を迎えない
A	原則、継続利用 (更新 or 規模縮小)	原則、継続利用 (維持)
B	個別判定	個別判定
C	原則、廃止（除却・転用・民間譲渡・地域移譲）	

※目標耐用年数とは

法定耐用年数を超える使用目標年数のこと。本計画では日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」で示されている標準的な耐用年数である60年を採用する。

② 類似施設の重複

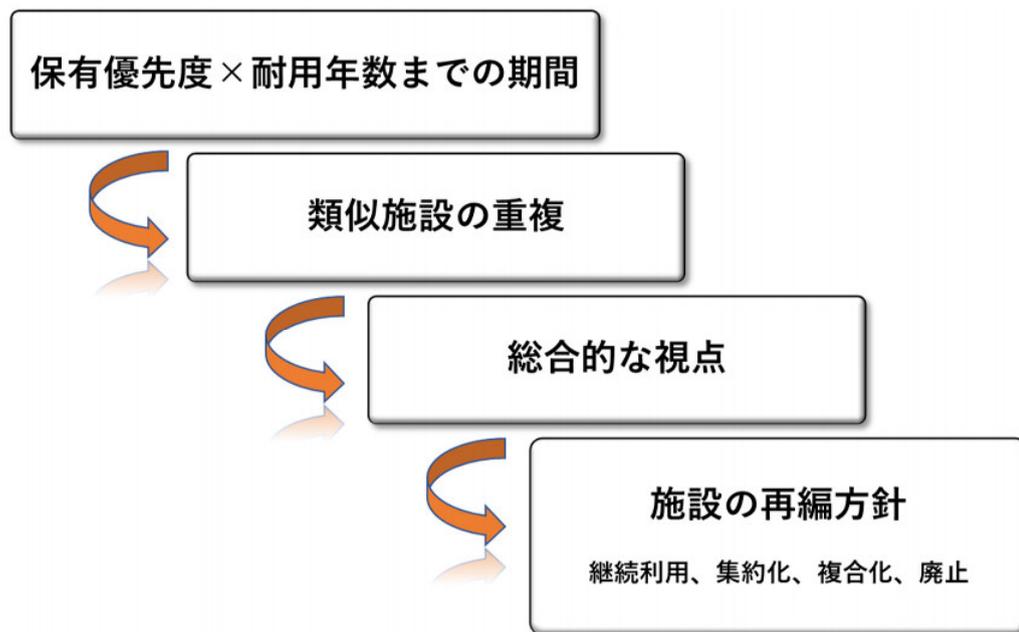
次に、類似施設が重複しているかどうかについて、検討を行う。保有優先度 B であり、類似施設が重複しているものは、優先的に「集約化」や「複合化」を検討する。ただし、個別施設の状況や特性によっては、他の方向性も検討する。

保有優先度	類似施設が重複	類似施設が重複していない
A	—	—
B	集約化 or 複合化	個別判定
C	—	—

③ 総合的な視点

最後に、個々の施設の利用状況、施策推進における位置づけ、補助金や地方債による用途の制約なども含めて総合的に方向性を判定する。

図 4-2：検討手順のフロー



(2) 個別施設の再編方針

(1) の検討手順に従い、個別の施設について再編方針を検討した。なお、施設名は地域ごとに網掛けをしている。また、計画期間内 に対策を行うものについては対策の実施時期と内容を以下のとおり示している。

(凡例1)



(凡例2)

【対策の実施時期】

施設名	再編手法 (取組)	前期(5年)	中期(5年)	後期(10年)
		2021-2025	2026-2030	2031-2040
			実施内容	

※実施時期については、財源の制約や制度設計、周知も含めた期間を想定している。

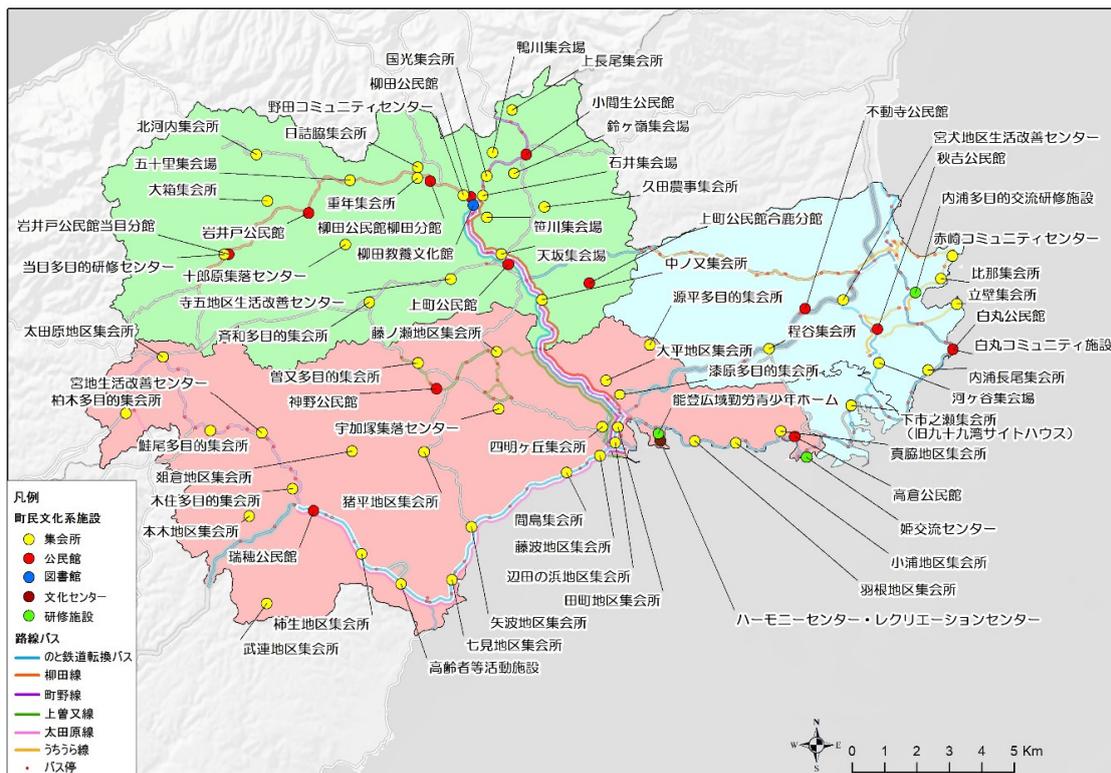
(凡例3)

SRC：鉄骨鉄筋コンクリート造 RC：鉄筋コンクリート造 CB：コンクリートブロック造
S：鉄骨造 W：木造

なお、複数の棟がある施設で構造が異なるものについては主な棟の構造を記載しているが、築年数が大きく異なるものについては区分して表記している。

町民文化系施設

【配置状況】



① 集会所【対象施設数：54】

【全体の方針】

現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> 一部の地区では、集会所を地区で保有している。 	
保有優先度	C	<p>考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 地区住民の集会や交流の場を確保するため建設されてきたが、近年のライフスタイルの変化に伴い、利用頻度が低下しつつある。 他市町では集会所は地区所有が主である。なお、本町でも地区所有の集会所があり、それらの公平性を保つことも課題である。
再編の方向性	<p>移譲に向けての条件設定や改修等の支援など具体的制度設計を行ったうえで、地区と協議し地域移譲を進める。</p>	
個別施設の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 武連地区集会所 	<p>使用していないため、除却を検討する。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者等活動施設 	<p>整備時補助金の財産処分制限期間終了後（令和7年度以降）に移譲を行う。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 赤崎コミュニティセンター 四明ヶ丘集会所 程谷集会所 矢波地区集会所 日詰協集会所 立壁集会所 内浦長尾集会所 比那集会所 	<p>地方債償還が完了していない施設は、完了後、移譲を行う。</p> <p>【地方債償還完了年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 赤崎コミュニティセンター：令和6年度 四明ヶ丘集会所：令和7年度 程谷集会所：令和7年度 矢波地区集会所：令和11年度 日詰協集会所：令和11年度 立壁集会所：令和12年度 内浦長尾集会所：令和13年度 比那集会所：令和14年度
備考	<ul style="list-style-type: none"> 移譲にあたっては地縁団体の設立が必要 	

【個別施設の方針】

施設名	延床面積 (㎡)	構造	経過年数	再編手法
藤波地区集会所	36	W	62	地域移譲
藤ノ瀬地区集会所	139	W	42	地域移譲
七見地区集会所	153	W	42	地域移譲
間島集会所	58	W	41	地域移譲
柿生地区集会所	96	W	41	地域移譲
辺田の浜地区集会所	92	W	39	地域移譲

宮地生活改善センター	118	W	39	地域移譲
宇加塚集落センター	100	W	38	地域移譲
大平地区集会所	83	W	38	地域移譲
猪平地区集会所	281	W	37	地域移譲
羽根地区集会所	70	W	36	地域移譲
源平多目的集会所	75	W	33	地域移譲
柏木多目的集会所	103	W	33	地域移譲
鮭尾多目的集会所	93	W	33	地域移譲
曾又多目的集会所	108	W	32	地域移譲
真脇地区集会所	167	W	32	地域移譲
漆原多目的集会所	105	W	28	地域移譲
小浦地区集会所	146	W	25	地域移譲
本木地区集会所	197	W	25	地域移譲
武連地区集会所	166	W	24	地域移譲
太田原地区集会所	56	W	20	地域移譲
俎倉地区集会所	92	W	18	地域移譲
田町地区集会所	91	W	18	地域移譲
高齢者等活動施設	189	W	18	地域移譲
木住多目的集会所	99	W	14	地域移譲
四明ヶ丘集会所	164	W	7	地域移譲
矢波地区集会所	130	W	4	地域移譲
当目多目的研修センター	192	W	42	地域移譲
十郎原集落センター	89	W	37	地域移譲
寺五地区生活改善センター	108	W	36	地域移譲
久田農事集会所	106	W	31	地域移譲
五十里集会場	168	W	29	地域移譲
大箱集会所	99	W	29	地域移譲
鴨川集会場	112	W	29	地域移譲
石井集会場	132	W	27	地域移譲
笹川集会場	134	W	27	地域移譲
天坂集会場	110	W	27	地域移譲
鈴ヶ嶺集会場	108	W	26	地域移譲
国光集会所	117	W	26	地域移譲
重年集会所	112	W	24	地域移譲
北河内集会所	114	W	22	地域移譲
上長尾集会所	106	W	20	地域移譲
中ノ又集会所	129	W	17	地域移譲

齊和多目的集会所	150	W	14	地域移譲
野田コミュニティセンター	153	W	14	地域移譲
日詰協集会所	68	W	4	地域移譲
宮犬地区生活改善センター	143	W	44	地域移譲
河ヶ谷集会場	94	W	35	地域移譲
下市之瀬集会所（旧九十九湾サイトハウス）	132	W	32	地域移譲
赤崎コミュニティセンター	130	W	8	地域移譲
程谷集会所	66	W	5	地域移譲
立壁集会所	83	W	3	地域移譲
内浦長尾集会所	124	W	2	地域移譲
比那集会所	124	W	1	地域移譲

【対策の実施時期】

施設名	再編手法 (取組)	前期(5年)	中期(5年)	後期(10年)
		2021-2025	2026-2030	2031-2040
集会所	地域移譲	制度設計・地区協議・地域移譲		
集会所（地方債償還未完了）	地域移譲	地区協議・（償還完了後）地域移譲		

② 公民館【対象施設数：14】

【全体の方針】

現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> 社会教育の場として機能していない分館については、老朽化や劣化が進んでおり、継続的な使用については安全面に課題がある。 施設によって規模が異なっている。 		
保有優先度	B	考え方	本町においては各地域の拠点施設であり、社会教育の場として必要
再編の方向性	<ul style="list-style-type: none"> 現時点では公民館区の再編には言及しない。 分館については、劣化も進んでおり安全面に課題があるため廃止とする。 計画期間内に耐用年数を迎えない施設は維持とする。 計画期間内に耐用年数を迎えるものは、適正な規模[*]で更新する。 <p>※近年建設した公民館の実績から基準面積を概ね 400 m²と設定する。</p>		
個別施設の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 瑞穂公民館 		国民健康保険の直営診療所があるため、規模縮小の際にはスペース等を考慮する。

個別施設の留意事項	・ 柳田公民館	平成 30 年度に大規模改修済
	・ 岩井戸公民館当目分館 ・ 柳田公民館柳田分館 ・ 上町公民館合鹿分館	主たる機能は集会施設であるため、集会所と同様の考え方で方向性を定める。
	・ 白丸公民館 ・ 白丸コミュニティ施設	白丸コミュニティ施設を公民館へ転用するため、必要な改修を行ったうえで、集約化し白丸公民館は除却
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・ 三波公民館は令和 2 年度において建替え中である。 ・ 宇出津・鶺川・松波・小木の各公民館については、施設内に複数の機能を有していることから、複合施設（P4-67）に記載 	

【個別施設の方針】

施設名	延床面積 (㎡)	構造	経過年数	再編手法
高倉公民館	947	RC	46	規模縮小
神野公民館	804	RC	39	維持
瑞穂公民館	724	RC	41	規模縮小
柳田公民館	1,411	RC/S	46/1	維持
柳田公民館柳田分館	300	W	不明	除却 or 地域移譲
上町公民館	344	W	4	維持
上町公民館合鹿分館	975	RC	42	除却 or 地域移譲
小間生公民館	393	W	1	維持
岩井戸公民館	787	RC	38	維持
岩井戸公民館当目分館	945	RC	53	除却 or 地域移譲
秋吉公民館	598	RC	48	規模縮小
不動寺公民館	704	RC	48	規模縮小
白丸公民館	353	RC	45	【機能】集約化（既設） 【建物】除却
白丸コミュニティ施設	299	W	11	【機能】転用 【建物】維持

【対策の実施時期】

施設名	再編手法 (取組)	前期(5年)	中期(5年)	後期(10年)
		2021-2025	2026-2030	2031-2040
高倉公民館	規模縮小		規模縮小し建替	
瑞穂公民館	規模縮小			規模縮小し建替
柳田公民館柳田分館	地域移譲 or除却	制度設計・地区協議・地域移譲		
上町公民館合鹿分館	地域移譲 or除却	制度設計・地区協議・地域移譲		
岩井戸公民館当目分館	地域移譲 or除却	制度設計・地区協議・地域移譲		
秋吉公民館	規模縮小		規模縮小し建替	
不動寺公民館	規模縮小		規模縮小し建替	
白丸公民館・ 白丸コミュニティ施設	集約化 (既設)	改修・転用し集約化		

※白丸公民館とコミュニティ施設の集約化については、耐用年数だけではなく、両施設が近接していること、白丸公民館の劣化がみられることに加え、現時点でコミュニティ施設が公民館活動に利用されていることを踏まえ、前期から中期での対策による集約化を想定。

③ 図書館【対象施設：1施設】

【全体の方針】

現状と課題	【柳田教養文化館】 <ul style="list-style-type: none"> 放課後子ども教室の開催場所である。 合併前に、子ども達が集まることのできる施設として建設された経緯がある。 維持管理費が増加傾向にある。 	
保有優先度	B	考え方 運営は民間に任せることも可能だが、図書及び資料等の収集・保存に関しては行政が関与する方が望ましい。 ※図書館は柳田教養文化館だけでなく、中央図書館や松波図書館（分館）も含めた優先度
再編の方向性	保有優先度と耐用年数に加え、町の施策を勘案して維持とする。	
個別施設の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 柳田教養文化館 	中長期的には、柳田小学校への複合化も検討する。
備考	<ul style="list-style-type: none"> コンセルのとの中央図書館及び内浦総合支所内の松波図書館（分館）は複合施設（P4-67）に記載 	

【個別施設の方針】

施設名	延床面積 (㎡)	構造	経過 年数	再編手法
柳田教養文化館	696	W	20	維持

④ 文化センター【対象施設数：1】

【全体の方針】

現状と課題	・ 老朽化しており、現在の利用者も限定的である。			
保有優先度	C	考え方	・ 建設当初とは異なり、現在は、民間や他の社会教育施設で類似機能を有している。	
再編の方向性	保有優先度と耐用年数を勘案して除却とする。			
備考	—			

【個別施設の方針】

施設名	延床面積 (㎡)	構造	経過 年数	再編手法
ハーモニーセンター・レクリエーションセンター	846	S	51	除却

【対策の実施時期】

施設名	再編手法 (取組)	前期(5年)	中期(5年)	後期(10年)
		2021-2025	2026-2030	2031-2040
ハーモニーセンター・レクリエーションセンター	除却	廃止後、除却		

⑤ 研修施設【対象施設数：3】

【全体の方針】

現状と課題	・ 当初の設置目的と利用状況に乖離があり、利用者数は減少傾向にある。			
保有優先度	C	考え方	・ 建設当初とは異なり、現在は、民間や他の社会教育施設で類似機能を有している。	
再編の方向性	保有優先度と耐用年数に加え、利用状況を勘案して廃止を基本とするが、姫交流センターは整備時の補助金の財産処分制限があるため、維持とする。			

個別施設の 留意事項	・ 姫交流センター	・ 施設の廃止には、財産処分制限期間終了後に除却を検討する。
	・ 能登広域勤労青少年ホーム	・ 民間譲渡を検討する。 ・ 他施設の複合化の受け皿としての転用も検討し、転用が進まない場合は除却も検討する。
備考	—	

【個別施設の方針】

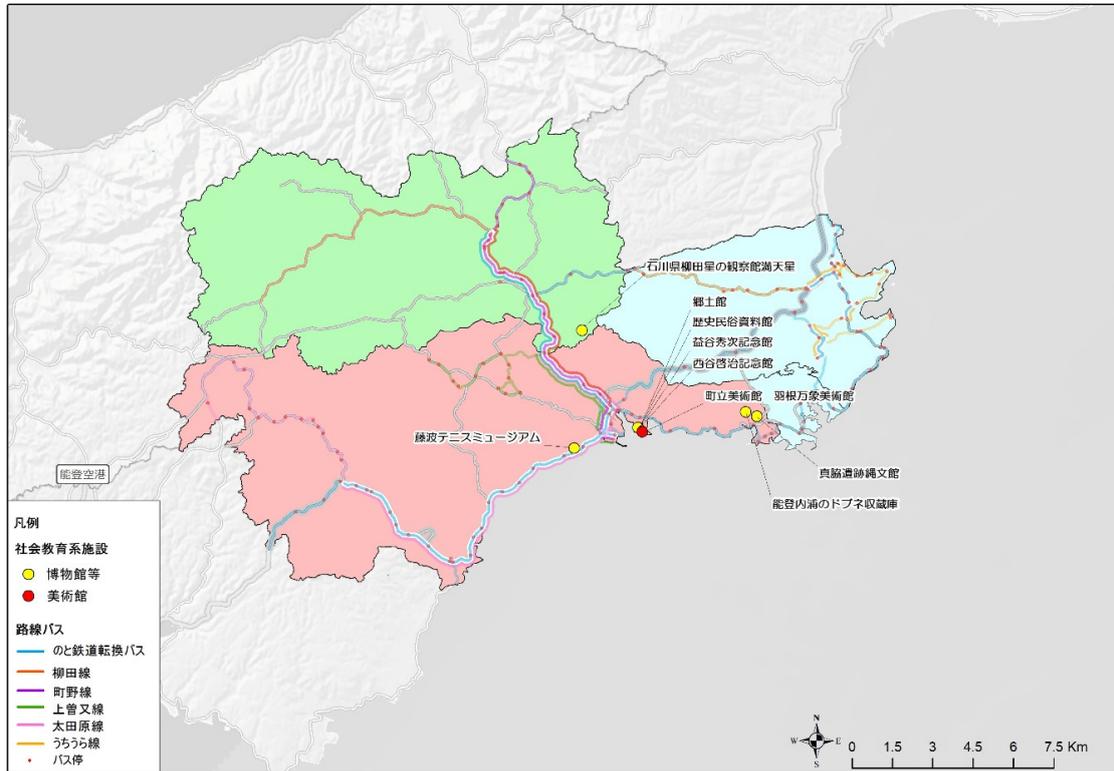
施設名	延床面積 (㎡)	構造	経過 年数	再編手法
姫交流センター	732	RC	41	維持 or 除却
能登広域勤労青少年ホーム	523	RC	32	民間譲渡 or 転用 or 除却
内浦多目的交流研修施設	342	W	40	除却

【対策の実施時期】

施設名	再編手法 (取組)	前期(5年)	中期(5年)	後期(10年)
		2021-2025	2026-2030	2031-2040
姫交流センター	維持or除却		財産処分制限期間終了後、除却	
能登広域勤労青少年ホーム	民間譲渡 or転用 or除却	廃止後、 民間譲渡等検討		
内浦多目的交流研修施設	除却	廃止後、除却		

社会教育系施設

【配置状況】



① 博物館等【対象施設数：8】

【全体の方針】

現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> 遠島山公園内の施設については、耐用年数を超え、老朽化したものが多い。 真脇遺跡縄文館は建築から年数が経過し、設備類の老朽化が見られる。 	
保有優先度	B	考え方 <ul style="list-style-type: none"> 歴史・伝統文化を継承するために、所蔵物の保管目的では行政が関与する方が望ましい。ただしクオリティを高め、活用するためには民間が管理運営した方が良い。 収蔵庫機能単独では他の施設で代替も可能
再編の方向性	<p>真脇エリアを文化ゾーンとして位置付け、郷土館・歴史民俗資料館・益谷秀次記念館・西谷啓治記念館の収蔵物については旧真脇小学校へ集約化を検討する。</p> <p>その他の施設は、保有優先度や耐用年数、利用状況を勘案し、維持とする。</p>	

個別施設の 留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 郷土館 歴史民俗資料館 	豪農及び網元の家屋を移築したものであり、歴史的価値がある。転用や民間譲渡が進まない場合は除却も検討する。
	<ul style="list-style-type: none"> 満天星 	県が整備しており、設備更新等の際は県との協議が必要
備考	—	

【個別施設の方針】

施設名	延床面積 (㎡)	構造	経過 年数	再編手法
郷土館	435	W	52	【機能】集約化（既設） 【建物】転用 or 民間譲渡 or 除却
歴史民俗資料館	424	W	46	【機能】集約化（既設） 【建物】転用 or 民間譲渡 or 除却
益谷秀次記念館	103	W	39	【機能】集約化（既設） 【建物】除却
西谷啓治記念館	132	W	53	【機能】集約化（既設） 【建物】除却
真脇遺跡縄文館	751	RC	23	維持
藤波テニスミュージアム	126	RC	5	維持
能登内浦のドブネ収蔵庫	429	W	4	維持
石川県柳田星の観察館満天星	858	SRC	28	維持

【対策の実施時期】

施設名	再編手法 (取組)	前期(5年)	中期(5年)	後期(10年)
		2021-2025	2026-2030	2031-2040
(旧施設) 旧真脇小学校	転用後 維持	基本計画策定・改修・収蔵物集約化		
郷土館	集約化 (既設)		集約後、民間譲渡等検討	
歴史民俗資料館	集約化 (既設)		集約後、民間譲渡等検討	
益谷秀次記念館	集約化 (既設)		集約後、除却	
西谷啓治記念館	集約化 (既設)		集約後、除却	

② 美術館【対象施設数：1】

【全体の方針】

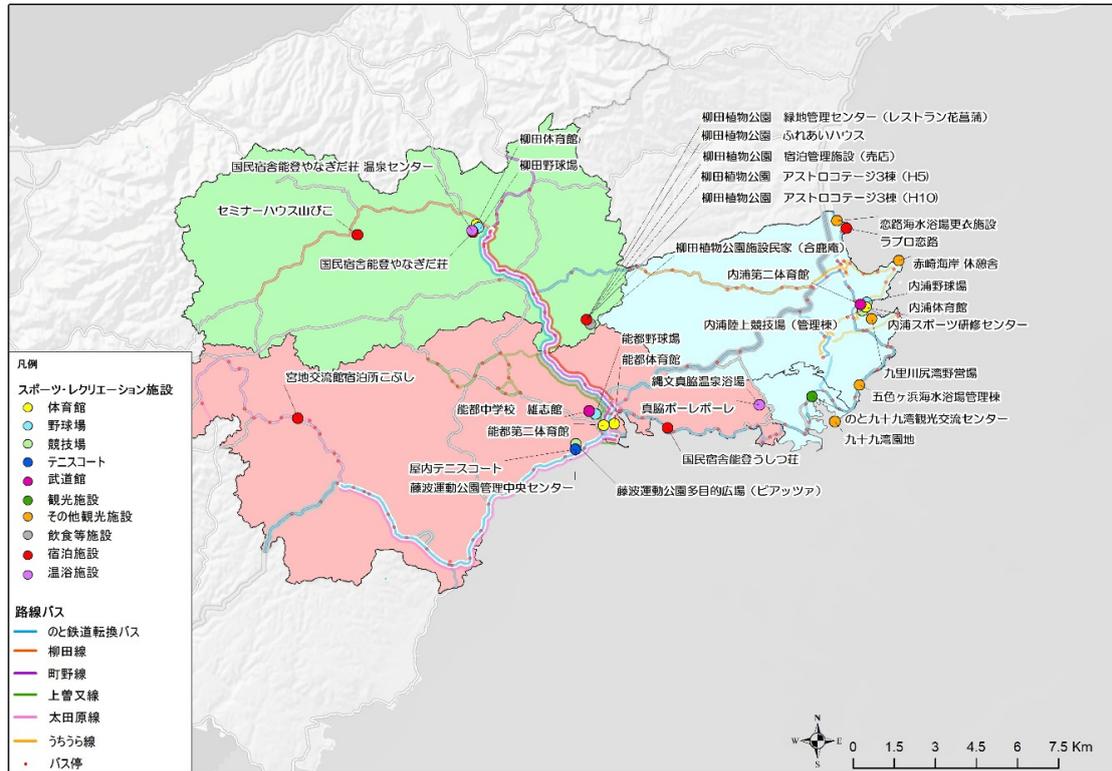
現状と課題	—		
保有優先度	B	考え方	<ul style="list-style-type: none"> 歴史・伝統文化を守るために、町の所蔵物を保管する目的では行政として関与する必要があるが、民間の管理によって価値が高まる可能性がある。 収蔵庫機能単独では他の施設で代替も可能
再編の方向性	保有優先度と耐用年数を勘案して維持とする。		
個別施設の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 町立美術館 羽根万象美術館 	計画期間内は維持とするが、将来的には真脇エリアへ集約化することも検討する。	
備考	—		

【個別施設の方針】

施設名	延床面積 (㎡)	構造	経過 年数	再編手法
町立美術館 羽根万象美術館	606	RC	31	維持

スポーツ・レクリエーション施設

【配置状況】



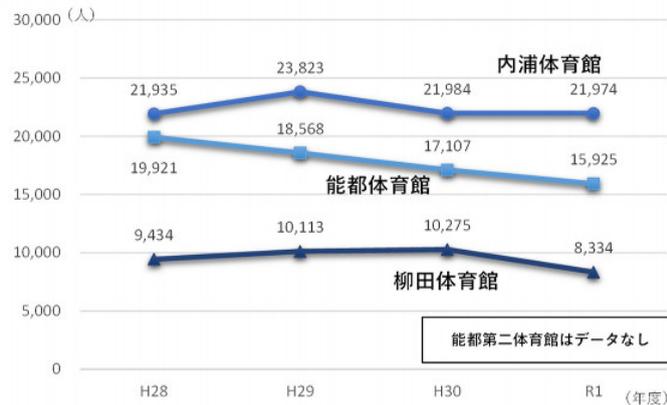
① 体育館【対象施設数：5】

【全体の方針】

現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町村合併に伴い、類似施設が重複しており適正化が必要である。 ・ 各施設は同時期に建設されており老朽化が進んでいる。 ・ 能都・柳田・内浦体育館は未耐震である。 ・ 能都第二体育館は能都中学校体育館として利用されている。 		
保有優先度	B	考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町民が広く利用できるスポーツ拠点としての機能があるが、近隣市町施設の利用や学校施設の開放で機能を代替することも可能
再編の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 能都第二体育館以外の体育館を、総合運動公園として他のスポーツ施設も有し、利用者数の多い内浦体育館に集約化する。（※図4-3 参照） ・ 能都体育館・柳田体育館については、当面の間は使用を継続するが、改修や大規模修繕が発生した場合はこれを行わず使用を停止する。 		

個別施設の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 能都体育館 柳田体育館 	高齢者の日中利用状況や夜間の利用状況なども把握したうえで、公民館ホールの利活用や学校施設の開放も含めた検討を行う。
	<ul style="list-style-type: none"> 内浦スポーツ研修センター 	研修室機能は、内浦体育館での確保を検討する。
備考	<ul style="list-style-type: none"> 集約化にあたり、新設するか既設の改修を行うかは、利用実態や周辺施設との連携、及び時代に合った施設機能等について別途詳細な検討を行う。 	

図 4-3：体育館の利用者数の推移



【個別施設の方針】

施設名	延床面積 (㎡)	構造	経過年数	再編手法
能都体育館	1,499	SRC	41	【機能】集約化（新設）or 集約化（既設） 【建物】除却
能都第二体育館	1,573	SRC	37	維持
柳田体育館	1,397	SRC	40	【機能】集約化（新設）or 集約化（既設） 【建物】除却
内浦体育館	2,965	SRC	40	【機能】集約化（新設）or 集約化（既設） 【建物】更新
内浦スポーツ研修センター	689	RC	42	【機能】集約化（新設）or 集約化（既設） 【建物】除却

【対策の実施時期】

施設名	再編手法 (取組)	前期(5年)	中期(5年)	後期(10年)
		2021-2025	2026-2030	2031-2040
体育館集約化全体	集約化 (既設or 新設)	計画策定・既設改修または新築		
能都体育館	集約化	(※当面の間は使用継続)		
柳田体育館	集約化	(※当面の間は使用継続)		
内浦体育館	集約化	既設改修または新築し集約化		
内浦スポーツ研修センター	集約化	集約後、除却		

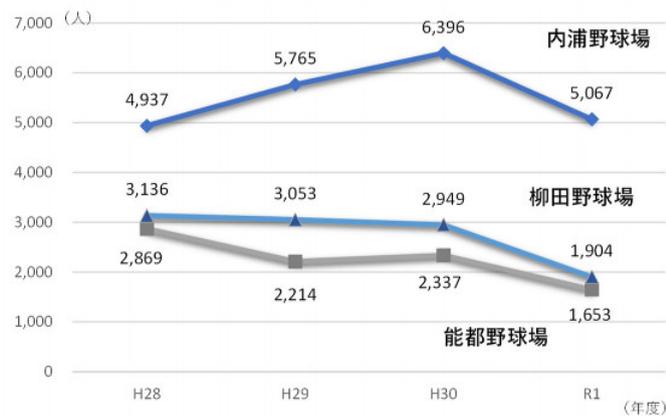
※使用継続期間は、施設の劣化状況や、跡地利用計画等により変化するため破線表記としている。

② 野球場【対象施設数：3】

【全体の方針】

現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町村合併に伴い、類似施設が重複しており適正化が必要である。 ・ 各施設は同時期に建設されており老朽化が進んでいる。 		
保有優先度	B	考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町民が広く利用できるスポーツ拠点としての機能があるが、近隣市町施設の利用も考えていく。
再編の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合運動公園として、他のスポーツ施設も有し利用者の多い内浦野球場に集約化を検討する。(※図 4-4 参照) ・ 能都・柳田野球場の跡地利用については、別途検討する。 		
備考	—		

図 4-4：野球場の利用者数の推移



【個別施設の方針】

施設名	延床面積 (㎡)	構造	経過 年数	再編手法
能都野球場	42	S	42	【機能】集約化（既設） 【建物】除却
柳田野球場	87	RC	40	【機能】集約化（既設） 【建物】除却
内浦野球場	81	RC	41	【機能】集約化（既設） 【建物】維持

【対策の実施時期】

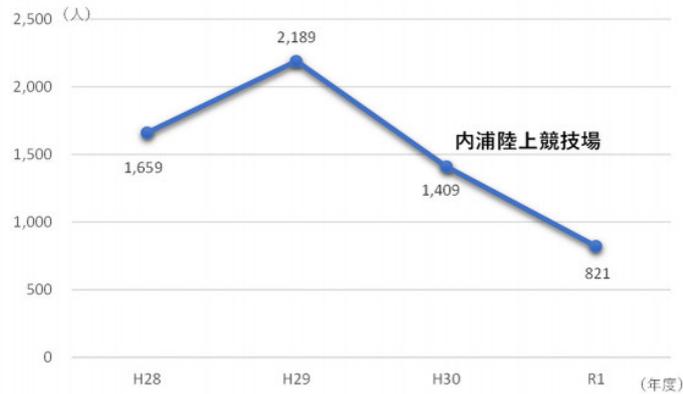
施設名	再編手法 (取組)	前期(5年)	中期(5年)	後期(10年)
		2021-2025	2026-2030	2031-2040
能都野球場	除却	集約後、除却		
柳田野球場	除却	集約後、除却		
内浦野球場	集約化 (既設)	集約化		

③ 競技場【対象施設数：2】

【全体の方針】

現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> 内浦陸上競技場は利用者数が減少しており（※図 4-5 参照）、日本陸上競技連盟の公認を取得していない。 近隣市町（輪島市・穴水町）に、大規模な陸上競技場が存在する。 藤波運動公園多目的広場はサッカー合宿として利用されている。 		
保有優先度	B	考え方	<ul style="list-style-type: none"> 町民が広く利用できるスポーツ拠点としての機能があるが、近隣市町施設の利用も考えていく。
再編の方向性	保有優先度と耐用年数に加え、利用状況を勘案して藤波運動公園多目的広場は維持、内浦陸上競技場（管理棟）は除却とする。		
個別施設の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 内浦陸上競技場 		管理棟は除却するが、競技場としては内浦総合運動公園内の他の施設を含めて総合的に検討する。
備考	—		

図 4-5：内浦陸上競技場の利用者数の推移



【個別施設の方針】

施設名	延床面積 (㎡)	構造	経過年数	再編手法
藤波運動公園多目的広場 (ピアツツア)	551	RC	22	維持
内浦陸上競技場 (管理棟)	70	CB	40	除却

【対策の実施時期】

施設名	再編手法 (取組)	前期 (5年)	中期 (5年)	後期 (10年)
		2021-2025	2026-2030	2031-2040
内浦陸上競技場 (管理棟)	除却		除却 (競技場は総合的検討)	

④ テニスコート 【対象施設数：2】

【全体の方針】

現状と課題	・ 町の施策として、テニスの大会合宿誘致等を行っている。		
保有優先度	B	考え方	・ テニスは本町のシンボルかつブランドであり、交流人口の拡大に重要な役割を果たしている。
再編の方向性	保有優先度や耐用年数に加え、町の施策を勘案して維持とする。		
備考	—		

【個別施設の方針】

施設名	延床面積 (㎡)	構造	経過 年数	再編手法
藤波運動公園管理中央センター	501	RC	37	維持
屋内テニスコート	4,169	S	30	維持

⑤ 武道館【対象施設数：2】

【全体の方針】

現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> 雄志館は能都中学校が移転した結果、学校の柔剣場としては離れてしまっている。 		
保有優先度	B	考え方	<ul style="list-style-type: none"> 町民が広く利用できるスポーツ拠点としての機能があるが、近隣市町施設の利用も考えていく。
再編の方向性	町の武道場としては内浦第二体育館に集約化する。		
個別施設の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 能都中学校 雄志館 		能都中学校の柔剣場として、現在の能都中学校敷地内で規模を縮小し更新する。更新後は、地域への開放も検討する。
	<ul style="list-style-type: none"> 内浦第二体育館 		内浦体育館を新設する場合は、集約化も検討する。
備考	—		

【個別施設の方針】

施設名	延床面積 (㎡)	構造	経過 年数	再編手法
能都中学校 雄志館	647	SRC	40	【機能】集約化（既設） 【建物】規模縮小 ※能都中学校の柔剣場として
内浦第二体育館	1,003	RC	29	集約化（既設）

【対策の実施時期】

施設名	再編手法 (取組)	前期(5年)	中期(5年)	後期(10年)
		2021-2025	2026-2030	2031-2040
能都中学校 雄志館	除却	能都中学校柔剣場新設後、除却		
内浦第二体育館	集約化 (既設)	体育館新設の場合、体育館への集約化も検討		

⑥ 観光施設【対象施設数：1】

【全体の方針】

現状と課題	・ 令和2年にオープンした施設である。		
保有優先度	B	考え方	・ 民間の宿泊・飲食施設への誘導や町の観光情報発信拠点として必要。運営は民間でも可能だが、行政として関与することが望ましい。
再編の方向性	保有優先度と耐用年数に加え、町の施策を勘案して維持とする。		
備考	—		

【個別施設の方針】

施設名	延床面積 (㎡)	構造	経過 年数	再編手法
のと九十九湾観光交流センター	927	W	0	維持

⑦ その他観光施設【対象施設数：5】

【全体の方針】

現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> 観光施設内に立地している。 赤崎海岸休憩舎は、かつてイベント会場として利用されていたが、現在はイベントが開催されていない。 		
保有優先度	B	考え方	・ 町の観光ブランドを高める要素があるが、運営は民間でも可能
再編の方向性	<ul style="list-style-type: none"> 保有優先度と耐用年数から維持を基本とするが、赤崎海岸休憩舎は利用状況を勘案して除却とする。 九里川尻湾野営場及び赤崎海岸休憩舎については、石川県立能登少年自然の家への譲渡も検討する。 民間サービスが基本である施設は、民間譲渡も検討する。 		
個別施設の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 九十九湾園地 		売店部分は、民間譲渡も検討する。炊事場、シャワー室は利用頻度が低いため、除却も検討する。
備考	—		

【個別施設の方針】

施設名	延床面積 (㎡)	構造	経過 年数	再編手法
九里川尻湾野営場	40	W	37	維持 or 譲渡
赤崎海岸 休憩舎	132	W	32	除却 or 譲渡
五色ヶ浜海水浴場管理棟	104	W	29	維持
恋路海水浴場更衣施設	107	W	27	維持
九十九湾園地	446	W	不明	維持

【対策の実施時期】

施設名	再編手法 (取組)	前期(5年)	中期(5年)	後期(10年)
		2021-2025	2026-2030	2031-2040
九里川尻湾野営場	維持or譲渡			譲渡に向け県と協議
赤崎海岸休憩舎	除却or譲渡			譲渡に向け県と協議

⑧ 飲食等施設【対象施設数：4】

【全体の方針】

現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> 利用ニーズの変化もあり、公園内の飲食提供施設としては現状の規模は過大である。 		
保有優先度	C	考え方	<ul style="list-style-type: none"> 柳田植物公園の魅力向上のため整備された施設であるが、民間事業者でのサービス提供が可能であることから、公共サービスとしての必要性を再検討する。
再編の方向性	保有優先度から民間アイデアの活用や官民連携の可能性を検討するが、利用状況を勘案し、段階的に集約化を進める。		
備考	<ul style="list-style-type: none"> 柳田植物公園全体としての価値を高める方策を検討する。 		

【個別施設の方針】

施設名	延床面積 (㎡)	構造	経過 年数	再編手法
柳田植物公園 合鹿庵	186	W	35	民間譲渡 or 集約化 (既設)
柳田植物公園 レストラン花菖蒲	288	RC	34	民間譲渡 or 集約化 (既設)
柳田植物公園 ふれあいハウス	386	S	32	民間譲渡 or 集約化 (既設)
柳田植物公園 売店	238	RC	21	民間譲渡 or 集約化 (既設)

【対策の実施時期】

施設名	再編手法 (取組)	前期(5年)	中期(5年)	後期(10年)
		2021-2025	2026-2030	2031-2040
合鹿庵	民間譲渡or 集約化 (既設)	調査検討・段階的に集約実施		
レストラン花菖蒲	民間譲渡or 集約化 (既設)	調査検討・段階的に集約実施		
ふれあいハウス	民間譲渡or 集約化 (既設)	調査検討・段階的に集約実施		
柳田植物公園 売店	民間譲渡or 集約化 (既設)	調査検討・段階的に集約実施		

※指定管理者とともにニーズ調査等を実施し、段階的な集約を検討するとともに、柳田植物公園全体の魅力向上や、民間アイデアの活用、官民連携の可能性を検討する。

⑨ 宿泊施設【対象施設数：8】

【全体の方針】

現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> 町の施策として、スポーツ合宿や教育旅行の誘致を行っており、宿泊の受け皿となっている。 設置当初は、町内の宿泊施設全体のサービス水準を上げることに寄与してきたが、現在は公共サービスとしての必要性が低下している。 町村合併に伴い、類似施設が重複しており適正化が必要である。また、一部の施設では老朽化が進んでいる。 		
保有優先度	B	考え方	<ul style="list-style-type: none"> 民間事業者でのサービス提供が可能であるが、町が推進する観光振興や交流人口の拡大に重要な役割を果たしている。
再編の方向性	<ul style="list-style-type: none"> 類似施設の集約を前提として民間譲渡や民間活用を進め、宿泊施設の規模を適正化する。 宿泊需要への対応については、各施設の経営分析等を行ったうえで、サウンディング調査※、市場性の把握など別途詳細な検討を行う。 民間譲渡や民間活用が進まない場合は、集約化を検討する。 		
個別施設の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 宮地交流宿泊所こぶし(体育館含む) 		校舎棟は平成18年度に宿泊施設として耐震改修済。体育館部分は未耐震のため、除却を検討する。

個別施設の留意事項	・ アストロコテージ (H5/H10)	柳田植物公園内の他施設と合わせて検討を行う必要があり、現在の6棟を集約化することも検討する。
	・ ラブロ恋路	有償譲渡を行う場合は、補助金の返還が必要であり、計画期間内の維持も検討する。
	・ うしつ荘 ・ やなぎだ荘	現立地場所は、石川県建築基準条例のがけ地に抵触するおそれがあるため、現地建替えは不可と考えられる。
備考	・ 再編にあたっては、観光振興や雇用の確保等多面的な観点から検討を行う必要がある。	

※サウンディング調査とは

事業発案段階や事業化段階において、事業内容や事業スキーム等に関して、直接の対話により民間事業者の意見や新たな提案の把握等を行うことで、対象事業の検討を進展させるための情報収集を目的とした手法。また、対象事業の検討段階で広く対外的に情報提供することにより、当該事業への民間事業者の参入意欲の向上を期待するもの。(国土交通省資料より)

【個別施設の方針】

施設名	延床面積 (㎡)	構造	経過年数	再編手法
宮地交流宿泊所こぶし (体育館含む)	960	RC/S	50	民間譲渡 or 維持 ※体育館は除却を検討
国民宿舎能登うしつ荘	2,904	RC/W	37/29 /27	民間譲渡 or 集約化 (新設) or 集約化 (既設)
真脇ポーレポーレ	1,749	RC	24	民間譲渡 or 維持
国民宿舎能登やなぎだ荘 (御前含む)	2,490	RC	44/35	民間譲渡 or 集約化 (新設) or 集約化 (既設)
セミナーハウス山びこ	1,139	W	30/26	民間譲渡 or 維持
柳田植物公園 アストロコテージ (H5/H10)	577 (274/303)	W	27/22	民間譲渡 or 集約化 (既設)
ラブロ恋路	1,452	RC	17	民間譲渡 or 維持

【対策の実施時期】

施設名	再編手法 (取組)	前期(5年)	中期(5年)	後期(10年)
		2021-2025	2026-2030	2031-2040
宮地交流宿泊所 こぶし	民間譲渡 or維持	調査検討・現指定管理者等と協議		
真脇ポーレポーレ	民間譲渡 or維持	調査検討・現指定管理者等と協議		
セミナーハウス山びこ	民間譲渡 or維持	調査検討・現指定管理者等と協議		
アストロコテージ	民間譲渡 or集約化	調査検討・または協議し集約化		
ラプロ恋路	民間譲渡 or維持	調査検討・現指定管理者等と協議		
うしつ荘	民間譲渡 or集約化	調査検討・民間活用	不可の場合、集約化	
やなぎだ荘	民間譲渡 or集約化	調査検討・民間活用		

※アストロコテージについては、指定管理者とともにニーズ調査等を実施し、段階的な集約を検討するとともに、柳田植物公園全体の魅力向上や、民間アイデアの活用、官民連携の可能性について、飲食等施設と実施時期のスケジュールを合わせ検討する。

⑩ 温浴施設【対象施設：2】

【全体の方針】

現状と課題	—		
保有優先度	C	考え方	・ 隣接する宿泊施設の浴場としての機能も有するが、民間事業者でのサービス提供が可能であることから、公共サービスとしての必要性を再検討する。
再編の方向性	隣接する宿泊施設と一体的に取り扱うことが必要であり、宿泊施設の再編に合わせて民間譲渡を基本とするが、民間譲渡が進まない場合は維持を検討する。		
個別施設の留意事項	・ 縄文真脇温泉浴場	当面は維持とするが、利用者数の減少が続けば廃止も検討する。	
備考	—		

【個別施設の方針】

施設名	延床面積 (㎡)	構造	経過 年数	再編手法
縄文真脇温泉浴場	319	S	6	民間譲渡 or 維持
国民宿舎能登やなぎだ荘 温泉センター	409	RC	30	民間譲渡 or 維持

【対策の実施時期】

施設名	再編手法 (取組)	前期(5年)	中期(5年)	後期(10年)
		2021-2025	2026-2030	2031-2040
縄文真脇温泉浴場	民間譲渡 or 維持	隣接宿泊施設と一体的に民間譲渡検討		
やなぎだ荘 温泉センター	民間譲渡 or 維持	隣接宿泊施設と一体的に民間譲渡検討		

産業系施設

【配置状況】



① 農業振興施設【対象施設数：7】

【全体の方針】

現状と課題	—	
保有優先度	C	<p>考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 産業振興は官民連携で施策を推進すべきものである。 初期段階では町が投資を行い、自立・自走が可能となった段階で行政と民間の役割を見直す必要がある。
再編の方向性	現在の指定管理者等への民間譲渡を基本とする。	
個別施設の留意事項	農林産物加工処理施設(柏木)	民間譲渡が進まない場合は除却も検討する。
	ブルーベリー普及センター	町の施策としてブルーベリーの普及を継続していくことを鑑みて、維持とする。
	福光堆肥センター	令和2年度民間譲渡済
	農林水産物加工開発センター	令和2年度民間譲渡済

個別施設の留意事項	・ 農業用研修施設	本施設に隣接する民間施設の電気メーターがあるため、除却の際には調整が必要
備考	—	

【個別施設の方針】

施設名	延床面積 (㎡)	構造	経過年数	再編手法
農林産物加工処理施設 (柏木)	130	W	16	民間譲渡
畜産センター	1,181	W/S	33/24 /22	民間譲渡
農林産物加工処理施設 (上町)	1,110	W/RC	24	民間譲渡
ブルーベリー普及センター	39	W	10	維持
福光堆肥センター	2,639	S	23	民間譲渡
農林水産物加工開発センター	495	RC	22	民間譲渡
農業用研修施設	123	S	不明	除却

【対策の実施時期】

施設名	再編手法 (取組)	前期(5年)	中期(5年)	後期(10年)
		2021-2025	2026-2030	2031-2040
農林産物加工処理施設 (柏木)	民間譲渡	調査検討・現指定管理者等と協議		
畜産センター	民間譲渡	調査検討・現利用者等と協議		
農林産物加工処理施設 (上町)	民間譲渡	調査検討・現指定管理者等と協議		
農業用研修施設	除却			除却

※福光堆肥センター、農林水産物加工開発センターは令和2年度に民間譲渡済。

② その他農業振興施設【対象施設数：1】

【全体の方針】

現状と課題	・ 体験農園の倉庫として利用されている。		
保有優先度	C	考え方	・ 体験農園は民間事業者でのサービス提供が可能であることから、公共サービスとしての必要性を再検討する。
再編の方向性	農園のあり方も含めて検討するが、当面は維持とする。		
備考	—		

【個別施設の方針】

施設名	延床面積 (㎡)	構造	経過 年数	再編手法
七見台潮騒体験農園管理棟	175	W	15	維持

③ 漁業振興施設【対象施設数：2】

【全体の方針】

現状と課題	・ 魚価の安定や底上げには寄与しているが、設備更新等の負担が大きい。		
保有優先度	C	考え方	・ 産業振興は官民連携で施策を推進すべきものである。 ・ 初期段階では町が投資を行い、自立・自走が可能となった段階で行政と民間の役割を見直す必要がある。
再編の方向性	現在の指定管理者等への民間譲渡とする。		
個別施設の 留意事項	・ 宇出津港水産物鮮度保持施設 ・ 宇出津港水産物加工処理施設	地方債償還完了(令和10年度)後に民間譲渡を検討する。	
備考	—		

【個別施設の方針】

施設名	延床面積 (㎡)	構造	経過 年数	再編手法
宇出津港水産物鮮度保持施設	1,601	RC	4	民間譲渡
宇出津港水産物加工処理施設	515	W	4	民間譲渡

【対策の実施時期】

施設名	再編手法 (取組)	前期(5年)	中期(5年)	後期(10年)
		2021-2025	2026-2030	2031-2040
宇出津港水産物鮮度保持施設	民間譲渡			調査検討・ 現指定管理者等と協議
宇出津港水産物加工処理施設	民間譲渡			調査検討・ 現指定管理者等と協議

④ 産業振興施設【対象施設数：1】

【全体の方針】

現状と課題	・ 設備更新時の負担が大きい。		
保有優先度	C	考え方	<ul style="list-style-type: none"> 産業振興は官民連携で施策を推進すべきものである。 初期段階では町が投資を行い、自立・自走が可能となった段階で行政と民間の役割を見直す必要がある。
再編の方向性	現在の指定管理者等への民間譲渡とする。		
個別施設の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 能登海洋深層水施設 		民間譲渡が進まない場合は、当面維持することも検討する。施設・設備の更新が必要になった場合は、施設のあり方も含めて慎重に検討を行う。
備考	—		

【個別施設の方針】

施設名	延床面積 (㎡)	構造	経過 年数	再編手法
能登海洋深層水施設	426	RC/W	15/9	民間譲渡 or 維持

【対策の実施時期】

施設名	再編手法 (取組)	前期(5年)	中期(5年)	後期(10年)
		2021-2025	2026-2030	2031-2040
能登海洋深層水施設	民間譲渡			調査検討・現指定管理者等と協議

⑤ 特産物直売所【対象施設数：2】

【全体の方針】

現状と課題	・ 特産物等直売施設（桜峠直売所）は、道の駅の直売所としては規模が小さい。		
保有優先度	B	考え方	・ 民間事業者でのサービス提供が可能であるが、町の観光情報発信拠点の面もあり、行政として関与したい。
再編の方向性	保有優先度と耐用年数に加え、利用状況を勘案して鮭尾直売所は民間譲渡とするが、特産物等直売施設（桜峠直売所）は道の駅であるため維持とする。		
備考	—		

【個別施設の方針】

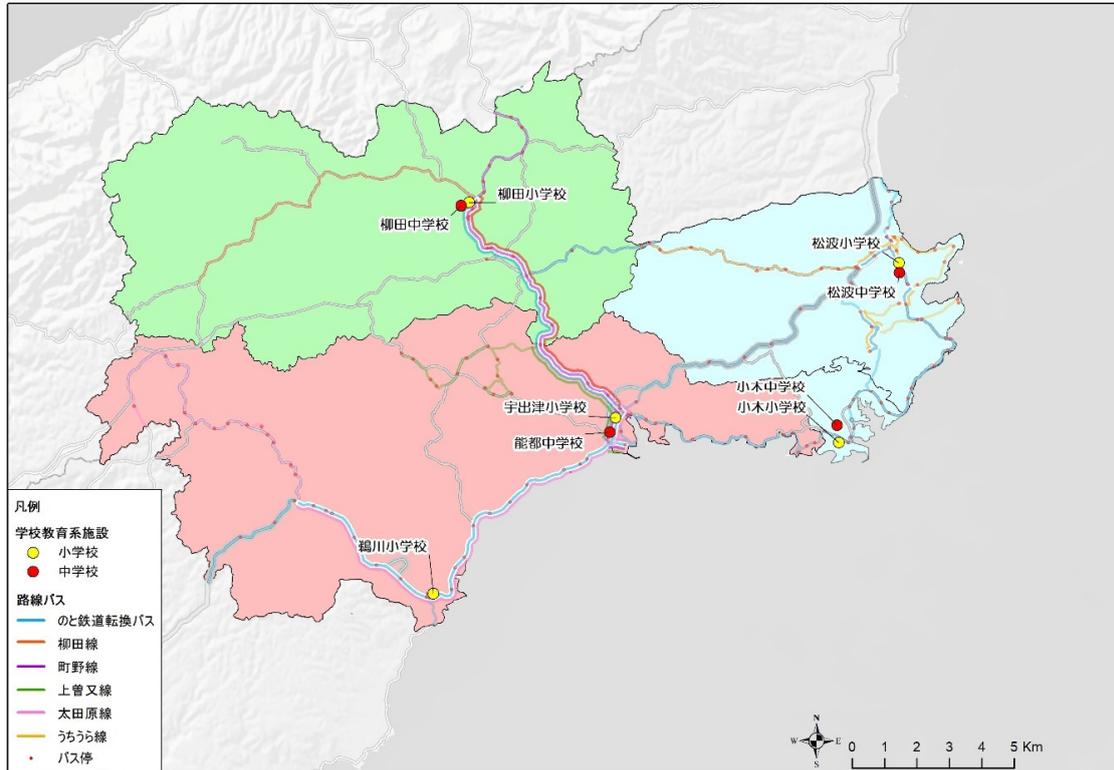
施設名	延床面積 (㎡)	構造	経過 年数	再編手法
鮭尾直売所	20	W	8	民間譲渡
特産物等直売施設（桜峠直売所）	129	W/RC	24/5	維持

【対策の実施時期】

施設名	再編手法 (取組)	前期(5年)	中期(5年)	後期(10年)
		2021-2025	2026-2030	2031-2040
鮭尾直売所	民間譲渡	調査検討・現指定管理者等と協議		

学校教育系施設

【配置状況】



① 小学校【対象施設数：5】

【全体の方針】

現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童数は減少傾向にあり、複式学級も存在する。 ・ 老朽化も進行しており、修繕が増加傾向にある。
保有優先度	A 考え方 <ul style="list-style-type: none"> ・ 本町においては民間参加が見込めない。
再編の方向性	小学校は、義務教育施設としての機能を維持し計画的に維持管理を進めていくが、今後の児童数の推移も踏まえて、別途再編等の検討が必要と考えられる。
備考	—

【個別施設の方針】

施設名	延床面積 (㎡)	構造	経過年数	再編手法
宇出津小学校	6,549	RC	44	(別途検討)
鷺川小学校	3,447	RC	41	(別途検討)

柳田小学校	5,441	RC	18	(別途検討)
松波小学校	4,209	RC	50	(別途検討)
小木小学校	4,356	RC	40	(別途検討)

② 中学校【対象施設数：4】

【全体の方針】

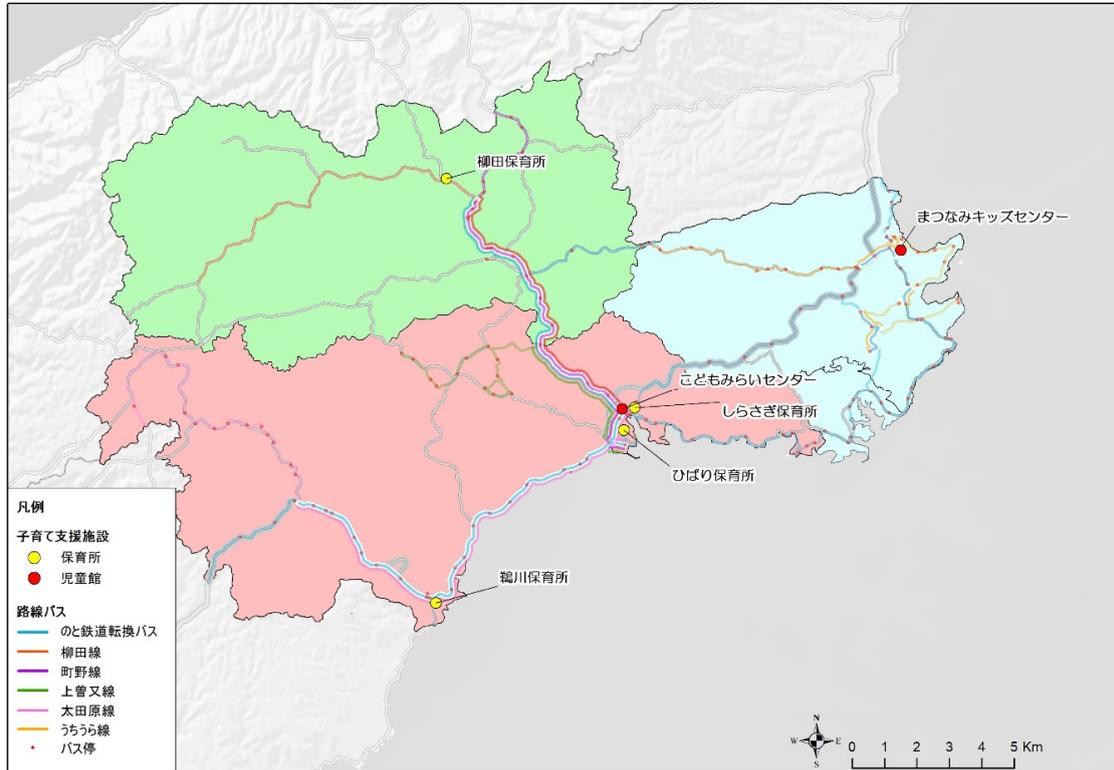
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> 生徒数は減少傾向にあり、部活動等に影響が出ている。 能都中学校以外は老朽化も進行しており、修繕が増加傾向にある。 			
保有優先度	A	考え方	本町においては民間参入が見込めない。	
再編の方向性	中学校は、義務教育施設としての機能を維持し計画的に維持管理を進めていくが、今後の生徒数の推移も踏まえて、別途再編等の検討が必要と考えられる。			
備考	—			

【個別施設の方針】

施設名	延床面積 (㎡)	構造	経過 年数	再編手法
能都中学校	6,193	RC	7	(別途検討)
柳田中学校	4,457	RC	42	(別途検討)
松波中学校	5,082	RC	47	(別途検討)
小木中学校	4,884	RC	43	(別途検討)

子育て支援施設

【配置状況】



① 保育所 【対象施設数：4】

【全体の方針】

現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> 児童数は減少傾向にある。 <p>【しらさぎ保育所・ひばり保育所】</p> <ul style="list-style-type: none"> 老朽化及び劣化が進んでいる。 	
保有優先度	B	<p>考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市部においては民間運営も可能であるが、保育環境の確保のため、行政の関与が必要
再編の方向性	保有優先度と耐用年数に基づき、維持を基本とするが施設の劣化が進んでいるしらさぎ保育所とひばり保育所は集約化して新設する。	
備考	—	

【個別施設の方針】

施設名	延床面積 (㎡)	構造	経過 年数	再編手法
しらさぎ保育所	1,119	RC	46/40 /20	【機能】集約化（新設） 【建物】除却
ひばり保育所	972	SRC	44/21	【機能】集約化（新設） 【建物】除却
鶉川保育所	497	W	19	維持
柳田保育所	759	W	15	維持

【対策の実施時期】

施設名	再編手法 (取組)	前期(5年)	中期(5年)	後期(10年)
		2021-2025	2026-2030	2031-2040
しらさぎ保育所	集約化 (新設)	調査・新設		
ひばり保育所	集約化 (新設)			

② 児童館【対象施設数：2】

【全体の方針】

現状と課題	・ 児童数は減少傾向にあり、施設は老朽化が進行している。		
保有優先度	B	考え方	・ 子育て環境の充実のために必要であり、民間の担い手がいなければ行政が持つことが望ましい。ただし、放課後や長期休暇期間の児童の居場所機能に関しては他の施設で代替も可能
再編の方向性	各地区における子どもの居場所機能として、維持を基本とする。 ※柳田地区の子どもの居場所機能は柳田教養文化館		
個別施設の留意事項	・ こどもみらいセンター	耐震改修及び外壁改修済	
	・ まつなみキッズセンター	老朽化していることから、規模を縮小※して更新を行う。 ※公民館と同様、基準面積を概ね400㎡と設定する。	
備考	—		

【個別施設の方針】

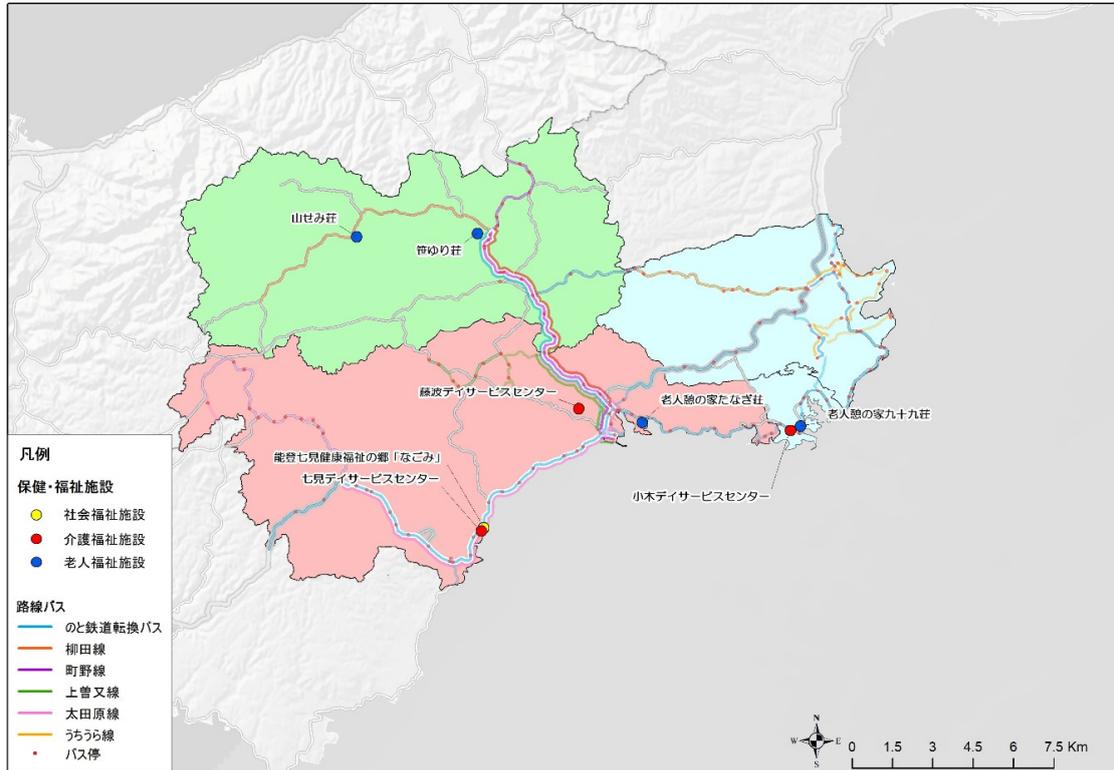
施設名	延床面積 (㎡)	構造	経過 年数	再編手法
こどもみらいセンター	1,034	SRC	43	維持
まつなみキッズセンター	466	W	47	規模縮小

【対策の実施時期】

施設名	再編手法 (取組)	前期(5年)	中期(5年)	後期(10年)
		2021-2025	2026-2030	2031-2040
まつなみキッズセンター	規模縮小	規模縮小し建替		

保健・福祉施設

【配置状況】



① 社会福祉施設 【対象施設数：1】

【全体の方針】

現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物全体で劣化が進行している。 ・ 開業時と比較して設備関連の劣化が進んでおり、維持管理費が大幅に増加している。 	
保有優先度	B	<p>考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 目的は町民の健康増進であるが、温浴施設の運営を行政が担う必要性は低い。
再編の方向性	保有優先度と耐用年数に基づき、計画期間内は維持とするが、運営に関しては見直しを検討する必要がある。大規模改修時には、現在提供されているサービスの見直し及び他施設機能複合化を検討する。	
備考	—	

【個別施設の方針】

施設名	延床面積 (㎡)	構造	経過 年数	再編手法
能登七見健康福祉の郷「なごみ」	2,527	RC	16	維持

【対策の実施時期】

施設名	再編手法 (取組)	前期(5年)	中期(5年)	後期(10年)
		2021-2025	2026-2030	2031-2040
能登七見健康福祉の郷「なごみ」	維持	大規模改修時サービス見直し 他施設機能複合化検討		

② 介護福祉施設【対象施設数：3】

【全体の方針】

現状と課題	・ 介護報酬では採算がとれず、指定管理料が発生している。		
保有優先度	B	考え方	・ 介護需要は高いが、デイサービス単独では民間参入が困難であるため行政が関与することが望ましい。
再編の方向性	保有優先度と耐用年数に加え、町の施策を勘案して維持とする。		
備考	令和2年度末に小木デイサービスセンターと小木生きがいデイサービスセンターを機能統合した。		

【個別施設の方針】

施設名	延床面積 (㎡)	構造	経過 年数	再編手法
藤波デイサービスセンター	401	RC	29	維持
七見デイサービスセンター	253	RC	16	維持
小木デイサービスセンター/ (小木生きがいデイサービスセンター)	439	RC/(W)	25/(19)	維持

③ 老人福祉施設【対象施設数：4】

【全体の方針】

現状と課題	・ 笹ゆり荘は温浴施設としての機能と高齢者の集会機能を有している。		
保有優先度	B	考え方	・ 老人福祉の増進は町の責務であるが、高齢者の集う場としては、他の施設で代替も可能
再編の方向性	保有優先度の考え方に基づき、他施設への複合化を基本とする。		
個別施設の留意事項	・ 老人憩の家たなぎ荘	他施設へ機能を複合化する。	
	・ 老人福祉センター笹ゆり荘	やなぎだ荘温泉センターに機能を複合化する。	
	・ 老人福祉センター山せみ荘	令和2年度末で廃止し、令和3年度に除却を実施予定	
	・ 老人憩の家九十九荘	機能は、小木地域交流センターへ複合化する。建物は、地域移譲を検討し、移譲が進まない場合は除却する。	
備考	—		

【個別施設の方針】

施設名	延床面積 (㎡)	構造	経過 年数	再編手法
老人憩の家たなぎ荘	523	RC	41	【機能】複合化（共用化） 【建物】除却
老人福祉センター笹ゆり荘	648	RC	40	【機能】複合化（共用化） 【建物】除却
老人福祉センター山せみ荘	392	RC	38	除却
老人憩の家九十九荘	129	W	35	【機能】複合化（共用化） 【建物】地域移譲 or 除却

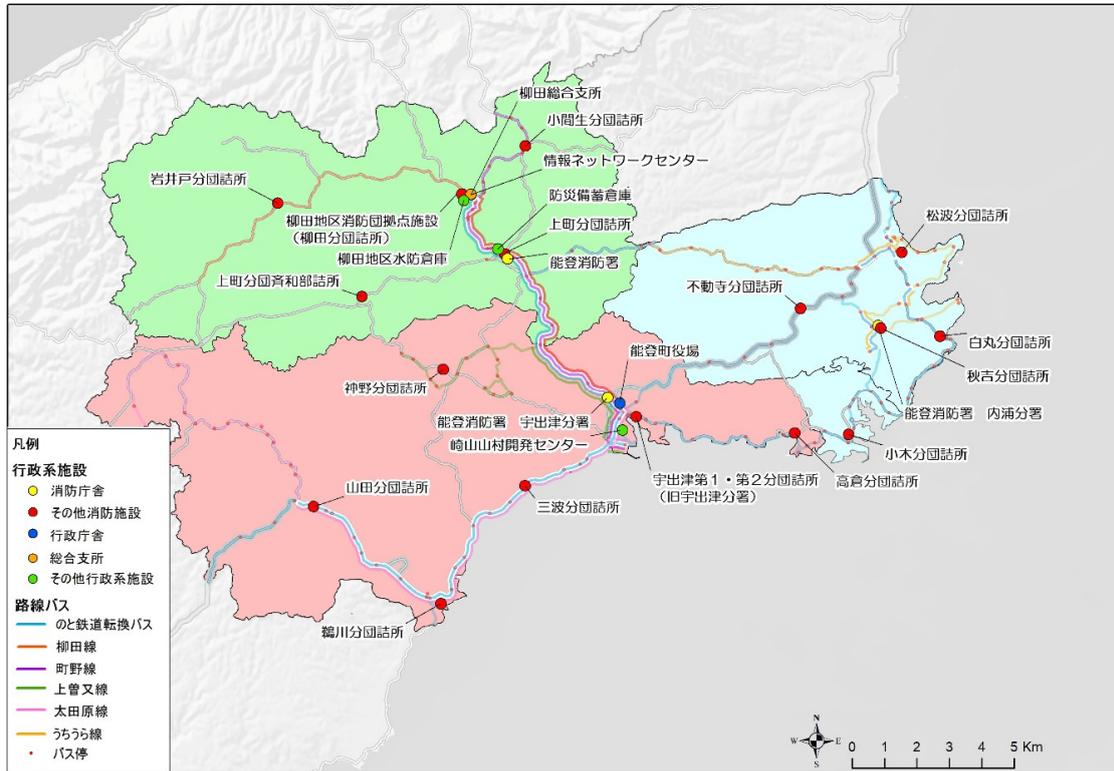
【対策の実施時期】

施設名	再編手法 (取組)	前期(5年)	中期(5年)	後期(10年)
		2021-2025	2026-2030	2031-2040
老人憩いの家たなぎ荘	複合化 (共用化)	調査検討・ 複合化後、廃止		
老人福祉センター笹ゆり荘	複合化 (共用化)	調査検討・ 複合化後、廃止		
老人憩いの家九十九荘	複合化 (共用化)	調査検討・ 複合化後、廃止		

※老人福祉センター山せみ荘は令和2年度末に廃止済。

行政系施設

【配置状況】



① 消防庁舎 【対象施設数：3】

【全体の方針】

現状と課題	・ 消防庁舎の再編は終了している。		
保有優先度	A	考え方	・ 町民の生命と財産の保全のために行政が担う必要がある。
再編の方向性	保有優先度の考え方に基づき、維持とする。		
備考	—		

【個別施設の方針】

施設名	延床面積 (㎡)	構造	経過年数	再編手法
能登消防署	1,433	RC	4	維持
能登消防署 宇出津分署	1,499	RC	3	維持
能登消防署 内浦分署	975	RC	24	維持

② その他消防施設【対象施設数：16】

【全体の方針】

現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> 一部、規模の大きい分団詰所が存在するため、規模の適正化が必要である。 		
保有優先度	A	考え方	<ul style="list-style-type: none"> 町民の生命と財産の保全のために行政が担う必要がある。
再編の方向性	<ul style="list-style-type: none"> 現時点では、分団の再編には言及しない。 令和 22 年度時点で耐用年数を迎えないものは、維持とし、更新が必要なものは適正な規模*で更新を行う。 <p>※宇出津第 1・第 2 分団詰所（旧宇出津分署）と小間生分団詰所を除く、全分団詰所の平均値から基準面積を 100 m²と設定する。</p>		
個別施設の留意事項	宇出津第 1・第 2 分団詰所（旧宇出津分署）	旧消防庁舎を使用しているため、更新時には規模縮小を検討する。	
	上町分団斉和部詰所	上町分団に統合予定	
	小間生分団詰所	令和 2 年 4 月 1 日時点においては分団詰所に加え、一時的に旧小間生集会所を利用しているため延床面積が他施設より大きくなっている。	
備考	<ul style="list-style-type: none"> 分団を再編する際には、集約化を検討する必要がある。 		

【個別施設の方針】

施設名	延床面積 (m ²)	構造	経過年数	再編手法
宇出津第 1・第 2 分団詰所 (旧宇出津分署)	1,619	RC	39	維持
高倉分団詰所	132	S	23	維持
神野分団詰所	84	S	38	維持
三波分団詰所	100	S	36	維持
鵜川分団詰所	156	S	37	維持
山田分団詰所	120	S	35	維持
柳田地区消防団拠点施設 (柳田分団詰所)	160	S	22	維持
上町分団詰所	69	W	24	維持
上町分団斉和部詰所	56	W	25	民間譲渡 or 地域移譲 or 除却

小間生分団詰所	259	W	28	維持
岩井戸分団詰所	60	W	31	維持
松波分団詰所	44	S	48	更新
秋吉分団詰所	89	W	24	維持
不動寺分団詰所	89	W	20	維持
白丸分団詰所	89	W	22	維持
小木分団詰所	173	W	46	規模縮小

【対策の実施時期】

施設名	再編手法 (取組)	前期(5年)	中期(5年)	後期(10年)
		2021-2025	2026-2030	2031-2040
上町分団斉和部詰所	(削減)	上町分団に 統合予定		
松波分団詰所	更新	更新		
小木分団詰所	規模縮小		規模縮小し建替	

③ 行政庁舎【対象施設数：1】

【全体の方針】

現状と課題	行政庁舎と総合支所の再編は終了しており、令和元年度に建設された施設である。		
保有優先度	A	考え方	行政の拠点である。
再編の方向性	保有優先度の考え方に基づき、維持とする。		
備考	—		

【個別施設の方針】

施設名	延床面積 (㎡)	構造	経過 年数	再編手法
能登町役場	6,414	RC	1	維持

④ 総合支所【対象施設数：1】

【全体の方針】

現状と課題	行政庁舎と総合支所の再編は終了しており、令和元年度に建設された施設である。 【柳田総合支所】 ・ 令和元年度に建設された施設である。			
保有優先度	A	考え方	・ 行政の拠点である。	
再編の方向性	保有優先度の考え方に基づき、維持とする。			
備考	・ 内浦総合支所は複合施設として取り扱うためここでは掲載していない。			

【個別施設の方針】

施設名	延床面積 (㎡)	構造	経過 年数	再編手法
柳田総合支所	494	W	1	維持

⑤ その他行政系施設【対象施設：4】

【全体の方針】

現状と課題	<p>【崎山山村開発センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> 能都地区の有線テレビ施設のセンター設備がある。さらに、社会福祉協議会、能登中央訪問看護ステーション、のと食品衛生協会が入居している。 <p>【情報ネットワークセンター】</p> <ul style="list-style-type: none"> 柳田地区の有線テレビ施設と自主放送のスタジオがあるが、延床面積としては過大である。 <p>【防災備蓄倉庫】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年度に旧上町保育所を改修し、防災備蓄倉庫とした。 防災等の観点から、機能としては必要な施設であるが、規模の適正化が必要 			
保有優先度	A	考え方	・ 水防防災機能等、機能としては必要であるが、施設自体は、遊休施設を活用することも考えられる。	
再編の方向性	保有優先度の考え方に基づき、機能としては維持するが、計画期間内に耐用年数を迎える崎山山村開発センターは、機能を他施設へ複合化し、除却する。			

個別施設の 留意事項	・ 崎山山村開発センター	能都地区の有線テレビ施設があり有線テレビリニューアル後に除却を検討する。
	・ 柳田地区水防倉庫 ・ 防災備蓄倉庫	当面は維持とするが、必要な面積は小さいので今後集約化や別施設での複合化を検討
備考	—	

【個別施設の方針】

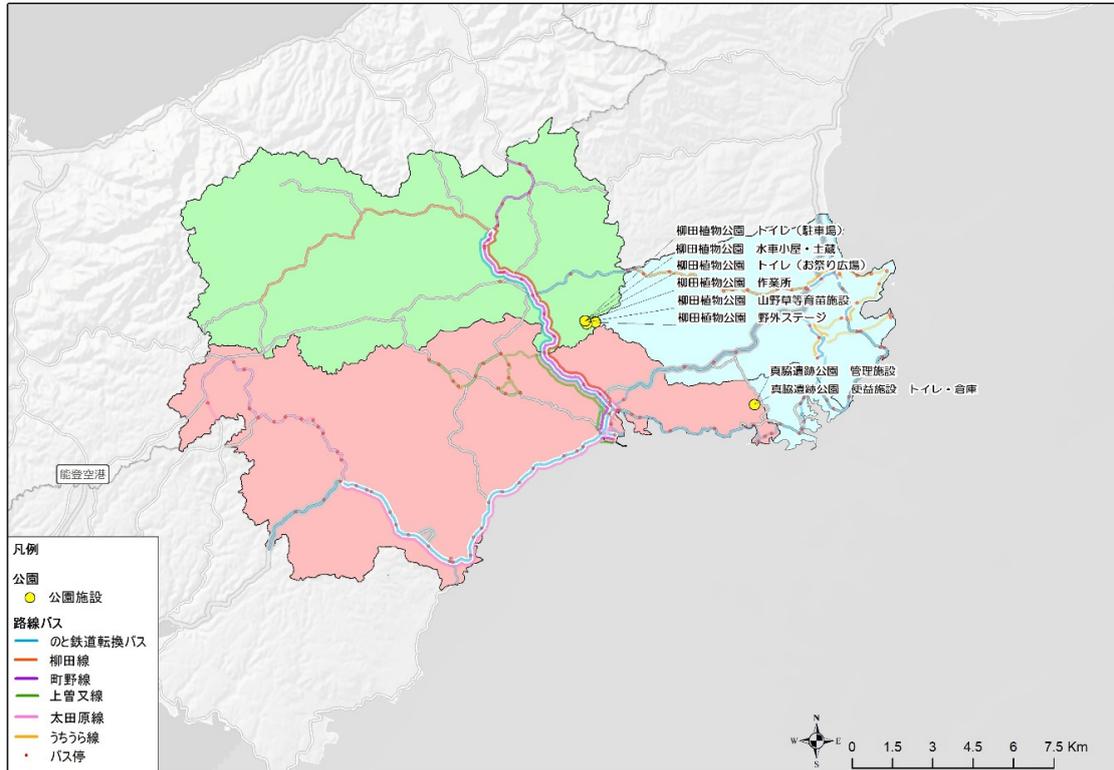
施設名	延床面積 (㎡)	構造	経過 年数	再編手法
崎山山村開発センター	645	RC	45	【機能】複合化（新設） or 複合化（共用化） 【建物】除却
情報ネットワークセンター	462	RC	39	維持
柳田地区水防倉庫	221	RC	30	維持
防災備蓄倉庫	515	RC	25	維持

【対策の実施時期】

施設名	再編手法 (取組)	前期(5年)	中期(5年)	後期(10年)
		2021-2025	2026-2030	2031-2040
崎山山村開発センター	複合化		入居機能の 他施設複合化	有線TV 再整備後、除却

公園

【配置状況】



① 公園施設 【対象施設数：2】

【全体の方針】

現状と課題	・ 現在使用されていない施設もある。		
保有優先度	B	考え方	・ 公園は広く町民が利用できる憩いの場であり、本町においては観光振興にも寄与している。
再編の方向性	保有優先度の考え方に基づき維持を基本とするが、真脇遺跡公園・柳田植物公園（管理施設）は、使用していない施設を除却したうえで、維持する。		
備考	—		

【個別施設の方針】

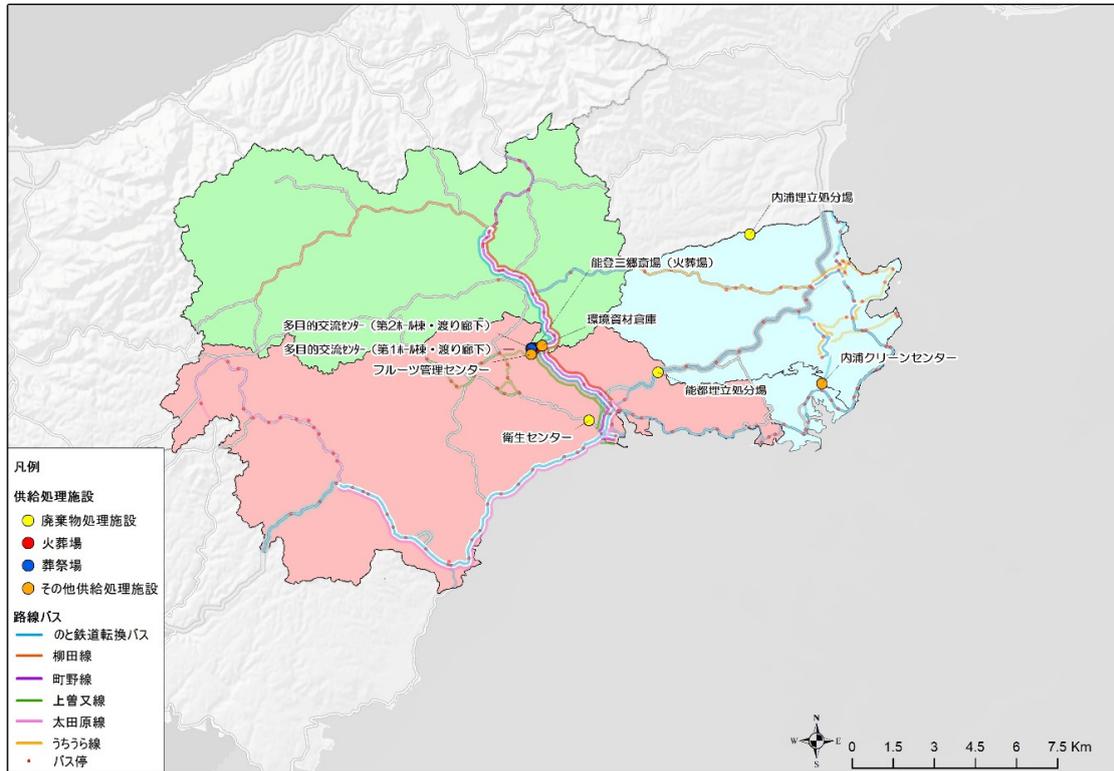
施設名	延床面積 (㎡)	構造	経過 年数	再編手法
真脇遺跡公園	158	S	27	維持
柳田植物公園（管理施設）	1,243	CB/S/W	16	維持

【対策の実施時期】

施設名	再編手法 (取組)	前期(5年)	中期(5年)	後期(10年)
		2021-2025	2026-2030	2031-2040
真脇遺跡公園	維持	未使用施設 除却		
柳田植物公園 (管理施設)	維持	未使用施設 除却		

供給処理施設

【配置状況】



① 廃棄物処理施設 【対象施設数：3】

【全体の方針】

現状と課題	—	
保有優先度	A	考え方 ・ 行政として担うべき機能である。
再編の方向性	保有優先度の考え方に基づき、機能としては維持するが、受入制限中である内浦埋立処分場の管理棟は除却する。	
個別施設の留意事項	・ 衛生センター	当面は維持するが、今後広域連携の可能性も検討する。
備考	—	

【個別施設の方針】

施設名	延床面積 (㎡)	構造	経過 年数	再編手法
衛生センター	1,198	SRC	31	維持
能都埋立処分場（管理棟）	46	S	24	維持
内浦埋立処分場（管理棟）	50	SRC	不明	除却

【対策の実施時期】

施設名	再編手法 (取組)	前期(5年)	中期(5年)	後期(10年)
		2021-2025	2026-2030	2031-2040
内浦埋立処分場（管理棟）	除却	除却		

② 火葬場【対象施設数：1】

【全体の方針】

現状と課題	—		
保有優先度	A	考え方	・ 行政として担うべき機能である。ただし、広域連携の可能性も考えられる。
再編の方向性	保有優先度の考え方に基づき、維持とする。		
備考	—		

【個別施設の方針】

施設名	延床面積 (㎡)	構造	経過 年数	再編手法
能登三郷斎場（火葬場）	1,590	RC	24	維持

③ 葬祭場【対象施設数：2】

【全体の方針】

現状と課題	・ 建物、設備とも劣化がみられ、修繕等維持管理費が増加している。		
保有優先度	C	考え方	・ 生活環境の向上と住民の利便性向上のため、火葬場に併設された葬祭場として整備されたが、近年は民間サービスが主となっている。
再編の方向性	保有優先度の考え方に基づき民間譲渡とし、サウンディング調査等、別途調査を行う。		
個別施設の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 能登三郷斎場（多目的交流センター 第1ホール） 能登三郷斎場（多目的交流センター 第2ホール） 	火葬場と一体となっているため、譲渡方法については今後検討する。（区分所有等）	
備考	—		

【個別施設の方針】

施設名	延床面積 (㎡)	構造	経過年数	再編手法
能登三郷斎場（多目的交流センター 第1ホール）	777	RC	24	民間譲渡
能登三郷斎場（多目的交流センター 第2ホール）	764	RC	14	民間譲渡

【対策の実施時期】

施設名	再編手法 (取組)	前期(5年)	中期(5年)	後期(10年)
		2021-2025	2026-2030	2031-2040
能登三郷斎場 (多目的交流センター 第1ホール)	民間譲渡	調査検討・民間譲渡		
能登三郷斎場 (多目的交流センター 第2ホール)	民間譲渡	調査検討・民間譲渡		

④ その他供給処理施設【対象施設数：3】

【全体の方針】

現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> 内浦クリーンセンターの旧車庫棟はごみ袋倉庫として利用している。 環境資材倉庫並びに内浦クリーンセンターの一部建物については、廃棄物収集業者の詰所として利用されている。 		
保有優先度	C	考え方	<ul style="list-style-type: none"> 利用状況と設置目的が乖離している施設であり、施設のあり方を見直す。
再編の方向性	保有優先度の考え方に基づき、廃止を基本とするが、環境資材倉庫が担う倉庫機能は他施設への複合化を検討する。		
個別施設の留意事項	環境資材倉庫	<p>1つの建物に倉庫機能と詰所機能が存在しており、除雪機械等の倉庫機能は別施設での複合化、詰所機能は利用している企業への譲渡を行う。詰所機能の譲渡が進まない場合は、倉庫機能としての維持も検討する。</p> <p>倉庫機能は、利便性の高い立地への移転（複合化等）も含めて検討する。</p>	
	内浦クリーンセンター	焼却炉棟は除却を実施。残る建物のうち、詰所として利用している施設は、利用企業への譲渡を行う。	
備考	—		

【個別施設の方針】

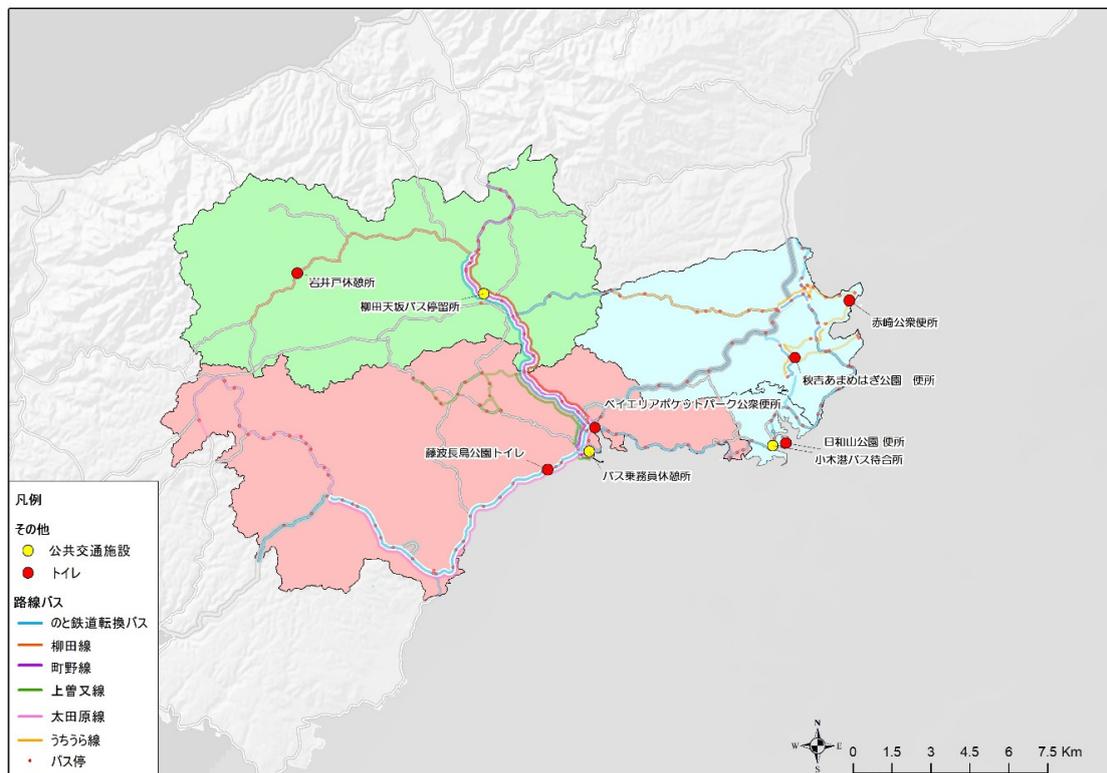
施設名	延床面積 (㎡)	構造	経過年数	再編手法
フルーツ管理センター	148	RC	24	除却
環境資材倉庫	346	RC	9	複合化（新設）or（共用化） 民間譲渡 or 維持
内浦クリーンセンター	1,297	SRC /S/S	23/23 /23	除却 民間譲渡

【対策の実施時期】

施設名	再編手法 (取組)	前期(5年)	中期(5年)	後期(10年)
		2021-2025	2026-2030	2031-2040
フルーツ管理センター	除却	廃止後、 除却		
環境資材倉庫	複合化& 民間譲渡	倉庫部分の複合化 譲渡に向け、利用企業と協議		
内浦クリーンセンター	民間譲渡	譲渡に向け、利用企業と協議		

その他

【配置状況】



① 公共交通施設 【対象施設数：3】

【全体の方針】

現状と課題	—		
保有優先度	C	考え方	・ 乗務員休憩所は公共交通事業者が整備・保有することが基本の施設であり、行政として担う必要性は低い。
再編の方向性	保有優先度の考え方に基づき、バス事業者への民間譲渡とする。		
備考	—		

【個別施設の方針】

施設名	延床面積 (㎡)	構造	経過 年数	再編手法
バス乗務員休憩所	49	W	5	民間譲渡
柳田天坂バス停留所	49	W	18	維持
小木港バス待合所	54	W	15	維持

【対策の実施時期】

施設名	再編手法 (取組)	前期(5年)	中期(5年)	後期(10年)
		2021-2025	2026-2030	2031-2040
バス乗務員休憩所	民間譲渡	民間譲渡に向け協議		

② トイレ【対象施設数：6】

【全体の方針】

現状と課題	—		
保有優先度	B	考え方	・ 不特定多数の人が利用する、公衆トイレの機能は必要
再編の方向性	保有優先度の考え方に基づき、維持を基本とするが、利用状況を精査し、除却も検討する。ただし、除却前に地域移譲を打診する。		
備考	—		

【個別施設の方針】

施設名	延床面積 (㎡)	構造	経過 年数	再編手法
ベイエリアポケットパーク公衆便所	58	RC	26	維持
藤波長島公園トイレ	14	RC	18	維持
岩井戸休憩所	50	W	19	維持
秋吉あまめはぎ公園 便所	43	W	29	維持
日和山公園 便所	8	W	20	維持
赤崎公衆便所	6	W	14	維持

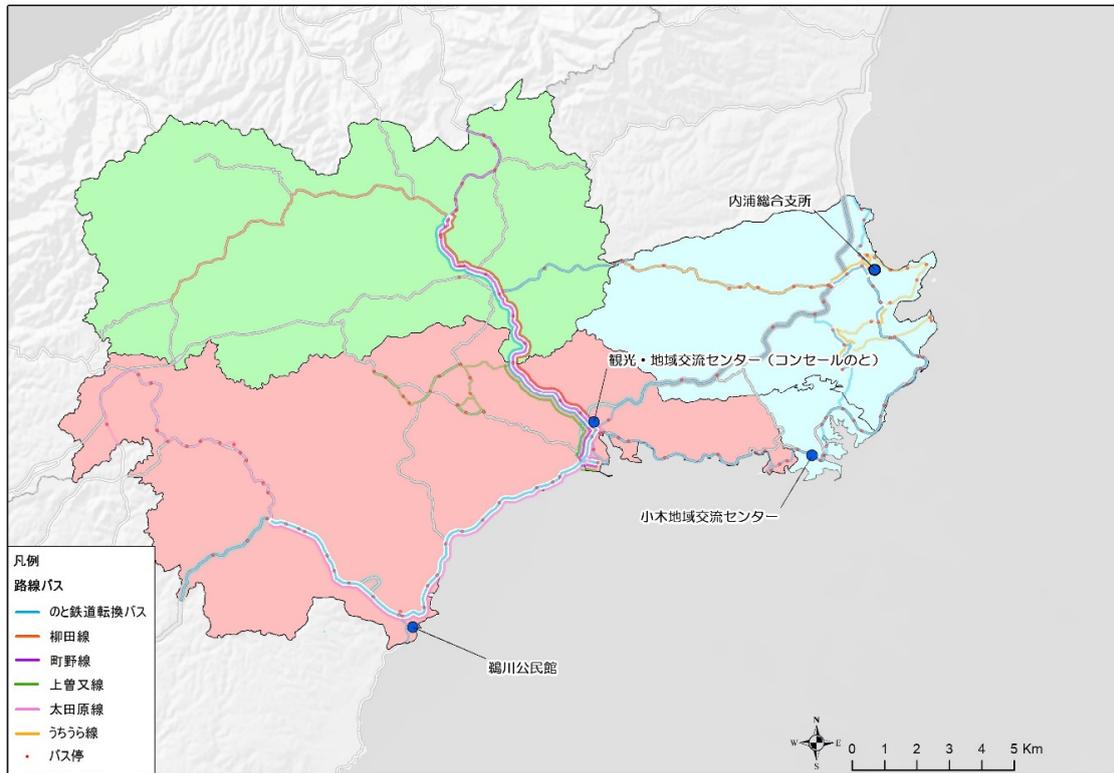
【対策の実施時期】

施設名	再編手法 (取組)	前期(5年)	中期(5年)	後期(10年)
		2021-2025	2026-2030	2031-2040
トイレ	維持	利用実態調査・除却・移譲検討		

複合施設

【対象施設数：4】

【配置状況】



【全体の方針】

現状と課題	・ 複合施設のため、複数の機能を有している。	
保有優先度	—	考え方 個々の機能については各機能の保有優先度の考え方に準ずる。
再編の方向性	機能が多岐にわたっており、耐用年数を迎えないものは維持を基本とするが、鶺川公民館（公民館・鶺川支所）の公民館部分は、適正な規模※で更新する ※公民館（P4-18）と同様に、基準面積を概ね 400 m ² と設定する。	
個別施設の留意事項	・ 鶺川公民館 （公民館・鶺川支所）	更新時に、公民館部分の規模を適正化する。支所及び学童保育の面積は更新時に検討する。
備考	—	

【個別施設の方針】

施設名	延床面積 (㎡)	構造	経過 年数	再編手法
鶺川公民館（公民館・鶺川支所）	887	SRC	42	規模縮小
観光・地域交流センター（コンセールのと）（宇出津公民館・中央図書館・バス待合所・観光情報ステーション）	1,997	W	6	維持
小木地域交流センター（小木支所・小木公民館）	907	S	29	維持
内浦総合支所（総合支所・松波公民館・松波図書館（分館））	1,888	S	1	維持

【対策の実施時期】

施設名	再編手法 (取組)	前期(5年)	中期(5年)	後期(10年)
		2021-2025	2026-2030	2031-2040
鶺川公民館（公民館・鶺川支所）	規模縮小			規模縮小し建替

用途廃止施設

譲渡検討施設

【配置状況】



① 旧施設 【対象施設数：13】

【全体の方針】

現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> 旧宇出津公民館は、まちなか鳳雛塾と北國新聞文化センターとして利用されている。 旧神野小学校（校舎棟）は、除却を実施 旧能登町役場は除却を実施 	
保有優先度	C	考え方 <ul style="list-style-type: none"> 公共サービスを提供する施設としての役割を終えたものである。
再編の方向性	保有優先度の考え方に基づき、順次除却を進める。ただし、旧真脇小学校は、収蔵物の集約先として活用する。	
個別施設の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 旧鶴川小学校 旧宇出津公民館 旧能登町役場 旧公用車駐車場 	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度に除却予定 まちなか鳳雛塾等として利用しており、移転の検討が必要 除却後の跡地は、町民が集い、憩いの場として活用する。 令和3年度に売却予定

個別施設の留意事項	・ 旧松波駅	駅舎のトイレ部分をバス待合所のトイレとして保有しているが、現在は使用していない。
備考	—	

【個別施設の方針】

施設名	延床面積 (㎡)	構造	経過 年数	再編手法
旧鶺川小学校	2,229	RC	52	(除却)
旧瑞穂小中学校	3,620	RC	48	(除却)
旧三波小学校	2,574	RC	42	(除却)
旧神野小学校	1,665	RC/S	54/35	(除却)
旧真脇小学校	3,117	RC	33	維持
旧宇出津公民館	890	RC	43	(除却)
旧能登町役場	4,036	RC	48	(除却)
旧公用車駐車場	91	S	11	(売却)
旧柳田小学校	2,930	RC	54	(除却)
旧内浦健康福祉センター	310	W	54	(除却)
旧内浦庁舎	2,803	SRC	43	(除却)
旧松波駅	131	CB	22	(除却)
旧訪問看護ステーション事務所	36	S	48	(除却)

【対策の実施時期】

施設名	再編手法 (取組)	前期(5年)	中期(5年)	後期(10年)
		2021-2025	2026-2030	2031-2040
旧施設	(除却) (売却)	順次除却・売却		

② 普通財産【対象施設数：7】

【全体の方針】

現状と課題	普通財産は下記のとおり、貸付をしている。 【旧神野保育所】民間企業 【旧柳田分署】障がい者就労施設 【旧小木幼稚園】小木高浜町内 【内浦町農業総合センター】内浦町農業協同組合 【元小木漁協倉庫】小木区 【旧内浦土地改良区事務所】訪問看護ステーション		
保有優先度	C	考え方	・ 公共サービスを提供する施設としての役割を終えたものである。
再編の方向性	保有優先度の考え方に基づき、譲渡や売却を検討し、改修や更新は行わない。		
個別施設の留意事項	・ 旧小間生公民館	令和3年度に除却予定	
備考	—		

【個別施設の方針】

施設名	延床面積 (㎡)	構造	経過 年数	再編手法
旧神野保育所	320	RC	34	(削減)
旧小間生公民館	1,227	W	62	(削減)
旧柳田分署	358	RC	不明	(削減)
旧小木幼稚園	462	W	48	(削減)
内浦町農業総合センター	494	W	32	(削減)
元小木漁協倉庫	337	S	15	(削減)
旧内浦土地改良区事務所	87	不明	不明	(削減)

【対策の実施時期】

施設名	再編手法 (取組)	前期(5年)	中期(5年)	後期(10年)
		2021-2025	2026-2030	2031-2040
普通財産	(削減)	利用者等と協議し、 順次譲渡、売却、除却		

③ 譲渡検討施設【対象施設数：1】

【全体の方針】

現状と課題	・ 金沢大学に利活用されている。		
保有優先度	—	考え方	—
再編の方向性	金沢大学に譲渡を検討する。		
備考	—		

【個別施設の方針】

施設名	延床面積 (㎡)	構造	経過 年数	再編手法
能登海洋水産センター	1,044	S	1	(民間譲渡)

【対策の実施時期】

施設名	再編手法 (取組)	前期(5年)	中期(5年)	後期(10年)
		2021-2025	2026-2030	2031-2040
能登海洋水産センター	(民間譲渡)	譲渡に向け金沢大学と協議		

5章 再編の効果

1 公共施設延床面積の削減効果

第4章で示した方向性に基づいて、計画期間内における公共施設延床面積の削減状況のシミュレーションを行う。なお、算定条件については以下のとおりとする。

【シミュレーション上の算定条件】

(1) 全体に関する条件について

① 削減対象とする施設の設定について

- ・ 集約化と判断されたもののうち、集約先が明確になっていない場合は面積の大きい施設が残るものとして削減面積を設定 ※集約化（新設）も同様
- ・ 廃止（除却、転用、民間譲渡、地域移譲）と判断されたものは削減と設定
- ・ 姫交流センターの再編手法は「維持 or 除却」としているが、除却は財産処分制限期間終了後に検討するため、削減しない設定
- ・ 九里川尻野営場の再編手法は「維持 or 譲渡」としているが、保有優先度 B のため削減しない設定
- ・ 飲食等施設は、「民間譲渡 or 集約化（既設）」としているが、「集約化（既設）」を前提として、ふれあいハウスを削減と設定
- ・ 宿泊施設のうち、「民間譲渡 or 維持」としている施設については、保有優先度 B のため削減しない設定。一方、集約化の可能性のあるやなぎだ荘やアストロコテージ (H5)、未耐震である宮地交流宿泊所こぶしの体育館分を削減と設定
- ・ 温浴施設（縄文真脇温泉浴場、やなぎだ荘 温泉センター）の再編手法は「民間譲渡 or 維持」としているが、宿泊施設と一体的に検討することから、宿泊施設と同様の考え方とし削減しない設定
- ・ 能登海洋深層水施設の再編手法は、「民間譲渡 or 維持」としているが、保有優先度 C のため削減と設定
- ・ 旧真脇小学校を「検討対象施設」とする。

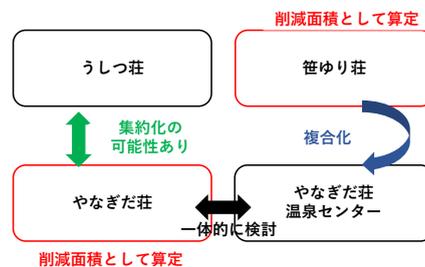
② 削減面積の設定について

- ・ 公民館は、更新面積を 400 m²と設定
- ・ 瑞穂公民館は、公民館部分に加えて診療所スペース 50 m²を確保すると設定
- ・ 白丸コミュニティ施設は公民館として転用するため、400 m²確保すると設定
- ・ 現在の内浦スポーツ研修センターの研修室部分は約 200 m²のため、200 m²を確保すると設定
- ・ 現在の雄志館を能都中学校柔剣場として更新する際は、武道場部分を 400 m²と設定
- ・ 保育所の集約化はしらさぎ保育所のプール分 (143 m²) を除いた面積 (976 m²) で新設すると設定
- ・ まつなみキッズセンターは、更新面積を 400 m²と設定

- ・ 分団詰所は、更新面積を 100 m²と設定
- ・ 小間生分団詰所は維持と判断しているが、一時的に旧小間生地区集会所を利用し、かつ増築を実施しているため、算定上は 100 m²と設定
- ・ 真脇遺跡公園は、使用していないトイレ・倉庫（44 m²）を除却と設定
- ・ 柳田植物公園（管理施設）は、野外ステージ及びトイレ（計 781 m²）以外を除却と設定
- ・ 内浦クリーンセンターは、ごみ袋倉庫兼防災備蓄倉庫以外（1,072 m²）を削減と設定
- ・ 鶺川公民館（公民館・鶺川支所）は、公民館部分 400 m²と支所部分 100 m²へ規模縮小すると設定

（2）一部の宿泊施設及び老人福祉施設の取扱いについて

- ・ うしつ荘、やなぎだ荘の再編手法は民間譲渡としているが、民間譲渡が進まない場合は集約化も検討する。
- ・ やなぎだ荘温泉センターは、やなぎだ荘と一体的に取り扱うこととしている。また、笹ゆり荘（老人福祉施設）の再編手法はやなぎだ荘温泉センターへ機能を移す複合化としている。
- ・ よって上記の4施設は、それぞれの再編が関連し合うため、削減面積としてはやなぎだ荘（2,489 m²）及び笹ゆり荘（647 m²）を計上する。
- ・ なお、うしつ荘の漁心庵・簡易宿泊所等（211 m²）は削減と設定



※各施設の再編イメージ

（3）小学校及び中学校の取扱いについて

- ・ 小学校及び中学校の再編については、別途再編の検討が必要としているが、将来的に子どもの数は減っていくことが人口推計においても示されているため、全体の施設削減目標である 35%を小中学校の削減面積と仮定する。

※上記の条件については、あくまで算定シミュレーション上のものであり、実際に更新等を行う際には個別に検討を行うものとする。

【算定結果（全体）】

単位：㎡

	保有優先度			複合施設	計	用途廃止 施設	譲渡検討 施設
	A	B	C				
現有延床面積	63,460	54,331	22,596	5,678	174,825	27,716 ^{*1}	1,044 ^{*1}
上記のうち 目標対象面積	63,460	54,331	22,596	5,678	149,182	3,117 ^{*2}	—
削減予定面積	927	15,468	19,880	387	36,662	(24,599 ^{*3})	(1,044 ^{*3})
削減想定面積 (小中学校)	15,616	—	—	—	15,616	—	—
削減面積	16,543	15,468	19,880	387	52,278	(24,599 ^{*3})	(1,044 ^{*3})

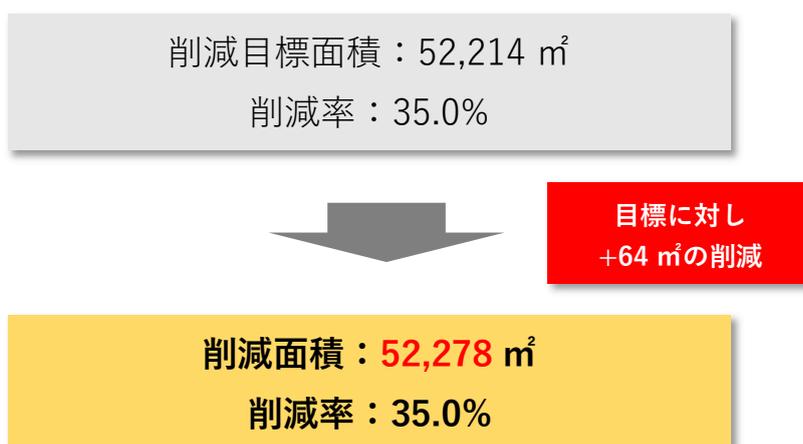
※1：現有延床面積（174,825㎡）に含む。

※2：普通財産の旧真脇小学校の面積であり、目標対象面積（149,182㎡）に含む。

※3：用途廃止施設及び譲渡検討施設は、今後削減される施設であるため、削減予定面積（36,662㎡）及び削減面積（52,278㎡）には含まない。

【延床面積の削減効果】

削減目標面積の 52,214㎡（目標対象面積 149,182㎡×35%）に対し、再編方針に基づき本計画を進めていくと、52,278㎡の延床面積を削減することとなり、目標とする面積に達する。



2 今後の課題

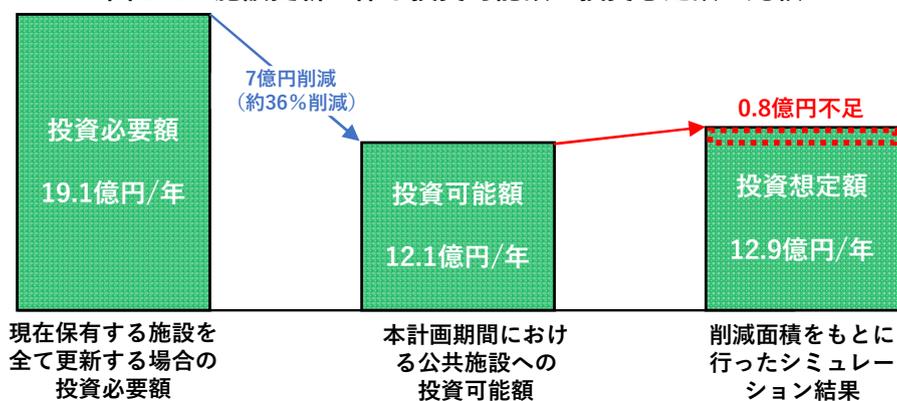
(1) 財源の不足

本計画により、削減目標面積は達成するものの、削減面積をもとに行った試算では、投資額が年間 12.9 億円となり、投資可能額を年間 12.1 億円と設定しているため、年間 0.8 億円程度の財源が不足する結果となった。これは更新（建替え）及び大規模改修の更新単価（2-14 参照）が施設分類によって異なっていることが要因である。

また、人口減少に伴う財政規模（地方交付税等）の縮小や地方債制度の変更に伴い、本計画で想定している財源を確保できない可能性もある。

よって、財源の不足分については、将来世代の負担を軽減するため、基金として積み立てていく必要がある。

図 5-1：施設更新に係る投資可能額と投資想定額の比較



(2) 社会情勢の変化

本計画は計画期間を 20 年間としており、計画期間内の方向性を示している。本計画は 5 年ごとに見直すこととしているが、社会情勢の変化等により現時点で示している方向性については適宜見直す必要がある。

6章 計画の推進方策

1 計画を着実に推進するための方針

公共施設の保有量等の適正化や再編は、短期間に進むものではないことから、中長期的な視点により、着実に実行していく必要がある。一方で、社会情勢の変化に伴い、公共施設の利用ニーズについても変化していくことが予想されることから、町民の方々との情報共有を密にし、官民が連携して公共施設マネジメントに取り組む必要がある。

また、計画期間内に再編を行わない施設においても、予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点検及び調査を徹底し、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に取り組む。

2 計画の進捗管理・見直し

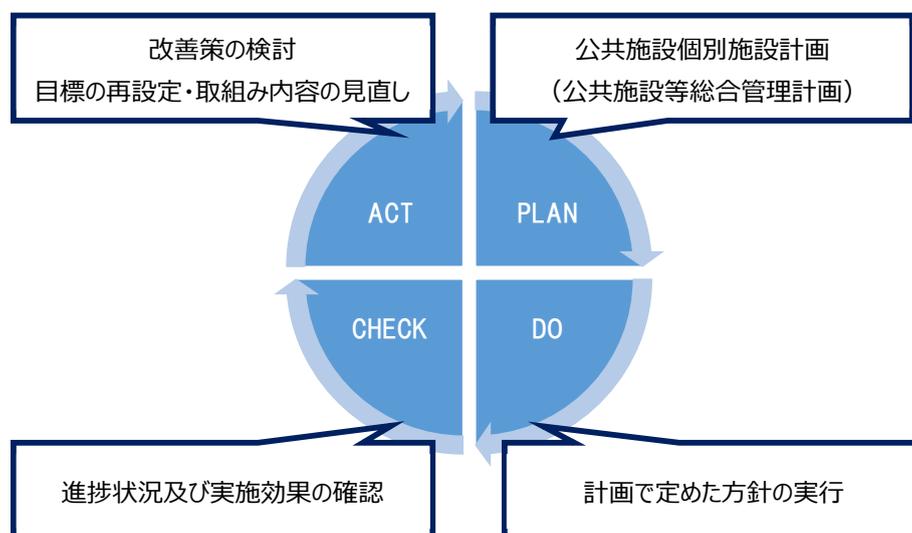
本計画を着実に進めていくために、PDCA サイクルによるフォローアップを実施し、公共施設で提供する行政サービスの量及び質のマネジメントを行う。

毎年、各施設の利用状況や経費等の増減、短期的に取り組む事業・個別施設の再編方針の進捗状況を確認し、目標の達成状況や実施効果を評価する。

また、各施設の運営実態や本計画の進捗状況、関連計画の更新時期等を考慮しながら、適宜計画の見直しを行う。

なお、本計画で計画期間内に再編対象となっている施設のうち、指定管理者制度を導入している施設については、指定管理期間の更新を迎える前に施設や提供サービスのあり方について不断の検討を行う。

図 6-1：フォローアップの実施方針



3 推進体制

(1) 全庁的な取組みの推進

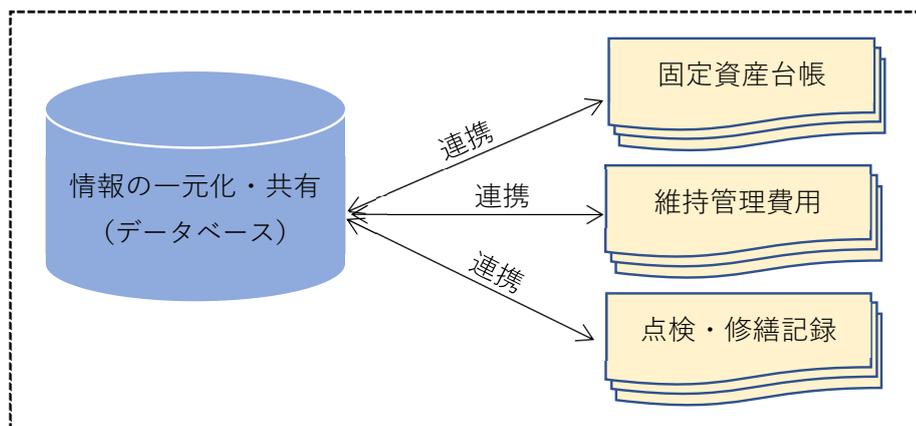
本計画の推進を図るため、施設重視から機能重視へ発想を転換するという考えに基づき、本町の施設全体を統括する部署を設置することを検討する。また、当該部署だけでなく施設所管部門、総務部門など全庁的な連携及び調整を行うとともに、町民や議会等との情報共有や合意形成を図りながら、個別施設の再編方針に沿って取組みを進めていく。

再編に係る個別のプロジェクトについては、プロジェクトごとに部署横断的なチームを立ち上げ、多角的に検討する体制を構築する。

(2) 施設情報の一元化

固定資産台帳、維持管理費用、点検・修繕の記録など公共施設の維持管理情報を一元化し、データを蓄積することにより効果的・効率的な維持管理を進めていくとともに、施設を客観的に評価できる仕組みを構築する。

図 6-2：施設情報の一元化イメージ



4 計画推進にあたっての施設改修方針とその財源

施設の改修・建替え等にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮した、誰もが使いやすい施設となるように努める。

公共施設再編における新設や改修、長寿命化については、補助金や地方債等の有利な財源を充当することを基本とする。

しかし、補助金や地方債を施設の改修・修繕に充当すると、一定期間は財産処分の制限が発生することから、先に示した対策の実施期間が先延ばしとなり、本計画が達成されないおそれがある。

このため、計画期間内に「除却」、「民間譲渡」及び「地域移譲」、並びに「複合化」、「集約

化」による使用停止の方向性が示された施設、また「更新」、「規模縮小」により機能として継続利用するものの、建物の更新を行う方向性が示された施設においては、補助金や地方債を充当することなく、必要最低限の修繕にとどめることとし、財源は基金で対応していくことを原則とする。

また、計画期間内に「更新」や「規模縮小」として継続利用の方向性が示された施設においては、災害等により予期せぬ改修が発生した場合、再編の方向性や対策の実施時期の再検討を行う。

5 本計画の対象施設ではない施設との連携

本計画の対象外とした町営住宅や医療施設、バス待合所等も町民の暮らしを支える重要な施設であるため、本計画と連携を図りながら取組みを進める。

(1) 町営住宅

町営住宅（公営住宅、特定公共賃貸住宅、単独住宅）に関しては、「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、改善等を進めていくこととしている。

また、用途廃止となった公営住宅等の跡地活用においては周辺に立地する公共施設の「個別施設の方針」も考慮する必要がある。

(2) 医療施設

公立宇出津総合病院については新・公立宇出津総合病院改革プラン」並びに平成 30 年度に策定した「公立宇出津総合病院修繕計画」に基づき、計画的な施設改修・更新・長寿命化を図っていく。

(3) バス待合所

本計画の対象としているバス待合所は、トイレを併設したもののみであるが、他にもトイレを併設していないバス待合所を保有している。また、地区所有のバス待合所も存在している。

トイレを併設していないバス待合所については、地区と協議し地域移譲を進める。

第 1 期能登町公共施設個別施設計画

令和 3 年 12 月策定

〒927-0492

石川県鳳珠郡能登町字宇出津卜字 50 番地 1

能登町役場 企画財政課

TEL : 0768-62-8535

FAX : 0768-62-4506 【代表】

